

閱覽用

【仮称】次期平塚市総合計画
（1次素案）

平 塚 市

目次

序 論

第 1 章 はじめに.....	3
1 総合計画の策定趣旨.....	4
2 総合計画が果たす役割.....	5
3 総合計画の構成と計画期間.....	6
4 本市を取り巻く状況.....	7
5 選ばれるまち・住み続けるまちへ向けた重点課題.....	14
第 2 章 将来展望.....	15
1 人口の展望.....	16
2 土地利用の考え方.....	17
第 3 章 総合計画の実現に向けて	21
1 まちづくりの基本姿勢.....	22
2 総合計画の進行管理.....	23

基本計画

第 1 章 基本計画について.....	27
1 基本計画の概要.....	28
2 基本計画の体系図.....	32
第 2 章 重点施策.....	35
1 重点施策 「強みを活かしたしごとづくり」.....	36
- (1) 基幹産業の競争力を強化する.....	36
- (2) 多様な担い手が活躍する機会をつくる.....	37
- (3) 地域資源を活用した新たな事業を創出する.....	37
2 重点施策 「子どもを産み育てやすい環境づくり」.....	38
- (1) 若い世代の結婚・出産を支援する.....	38
- (2) 安心して子育てができる環境づくり.....	39
- (3) 子どもの健やかな成長を支援する.....	39
3 重点施策 「高齢者がいきいきと暮らすまちづくり」.....	40
- (1) 高齢者が活躍する機会をつくる.....	40
- (2) 高齢者の健康づくりを支援する.....	41
- (3) 地域が高齢者を支える環境をつくる.....	41
4 重点施策 「安心・安全に暮らせるまちづくり」.....	42
- (1) 災害に強い地域づくりを推進する.....	42
- (2) 防犯・交通安全の取組みを支援する.....	43

第3章 分野別施策	45
1 分野別施策1「豊かな心と文化をはぐくむまちづくり」.....	46
1 - 子どもの学びを充実する.....	46
1 - 教育環境を充実する.....	48
1 - 生涯学習や芸術・文化活動の環境を充実する.....	50
1 - 誰もが気軽にスポーツを楽しむ環境を充実する.....	52
1 - 青少年の健全育成を推進する.....	54
1 - 活発な市民の交流を促進する.....	56
1 - 平和意識の普及・啓発を推進する.....	58
1 - 人権尊重・男女共同参画を推進する.....	60
2 分野別施策2「安心して暮らせる支え合いのまちづくり」.....	62
2 - 子育て支援を充実する.....	62
2 - 健康づくりを推進する.....	64
2 - 地域福祉を充実する.....	66
2 - 高齢者福祉を推進する.....	68
2 - 障がい者福祉を推進する.....	70
2 - コミュニティ活動を促進する.....	72
2 - 防災対策を強化する.....	74
2 - 災害に強いまちづくりを推進する.....	76
2 - 日常生活の安心・安全を高める.....	78
2 - 消防・救急体制を強化する.....	80
3 分野別施策3「自然と人が共生するまちづくり」.....	82
3 - 環境にやさしいまちづくりを推進する.....	82
3 - 自然環境の保全を推進する.....	84
3 - 循環型社会の形成を推進する.....	86
3 - 快適な生活環境の形成を推進する.....	88
3 - 花とみどりにあふれるまちづくりを推進する.....	90
3 - 交通の利便性を高める.....	92
4 分野別施策4「活力とにぎわいのあるまちづくり」.....	94
4 - 産業の活性化を促進する.....	94
4 - 商業の活性化と中心市街地のにぎわいづくりを推進する.....	96
4 - 工業を振興する.....	98
4 - 農業・漁業を振興する.....	100
4 - 観光を振興する.....	102
4 - 雇用の確保と働きやすい環境づくりを促進する.....	104
4 - 新たな産業拠点の形成を推進する.....	106

資料編

1 平塚市総合計画策定の流れ.....	(今後作成予定)
2 平塚市総合計画策定体制.....	(今後作成予定)
3 平塚市総合計画審議会.....	(今後作成予定)
4 平塚市総合計画策定委員会.....	(今後作成予定)
5 用語解説.....	110

序論

「序論」では、計画の構成や計画期間などを示すとともに、計画策定に際し踏まえるべき事項を整理し、本市の将来展望として、人口の展望や土地利用の考え方を示します。

第1章 はじめに

第2章 将来展望

第3章 総合計画の実現に向けて

本計画書内で、「 」がついている用語については、巻末の「用語解説」で取り上げていますのでご参照ください。なお、「 」は見開きの最初に出てくる用語に付けています。

序論 第1章

はじめに

- 1 総合計画の策定趣旨
- 2 総合計画が果たす役割
- 3 総合計画の構成と計画期間
- 4 本市を取り巻く状況
- 5 選ばれるまち・住み続けるまちへ向けた重点課題

1 総合計画の策定趣旨

本市では、市政運営の総合的指針として、平成19年度から平成28年度を計画期間とする「平塚市総合計画 生活快適・夢プラン」を策定し、めざす都市の将来像に『ひと まち 自然 生活快適都市 ひらつか』を掲げ、地域力・市民力を活かしたまちづくりを進めてきました。

この間、本市を取り巻く状況では社会経済情勢が大きく変化し、以前から懸念されていた人口については、平成22年をピークとして減少傾向に転じるとともに、人口構成では、さらに少子高齢化が進展してきました。産業に目を向けると、本市の中心的な位置を占める製造業が平成19年から事業所数、従業者数ともに減少傾向となっています。このような中、財政状況では行財政改革の取組みにより健全な財政運営に努めてきましたが、依然厳しい状況が続いています。また、東日本大震災などの大規模災害を教訓に、より一層の安心・安全なまちづくりも求められるようになりました。

一方、道路インフラ 状況では、さがみ縦貫道路の全線開通など、広域的な幹線道路の整備が進み、以前にも増して、多くの人が本市を訪れることができるようになり、人の流れを呼び込むとともに産業の活性化にも繋がる好環境が生まれました。

国の動向に目を転ずれば、我が国における急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、日本全体、特に地方の人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への過度の人口集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある社会を維持していくことを目的に、平成26年に「まち・ひと・しごと創生法」が制定されました。さらに、人口問題に対する基本認識を示した「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」と人口減少と地域経済縮小の克服などに対する基本的な考え方を示した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が閣議決定されました。これらに基づき、地方自治体には地方版の「人口ビジョン」及び「総合戦略」の平成27年度中の策定が求められています。

このような時代背景を受け、本市が今後も持続可能な行財政運営をしていくためには、長期的な展望を見据えつつ、「選択と集中」の考え方を基本とし、施策を進めていく必要があります。

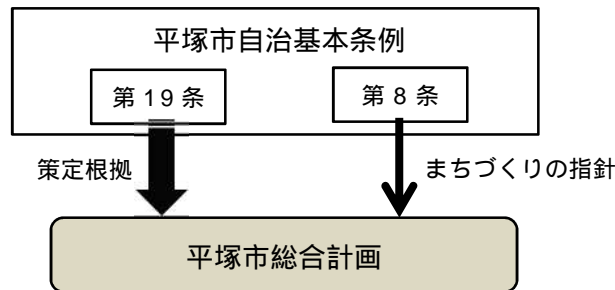
この総合計画は、国の「総合戦略」で重要課題となっている人口減少問題への対応や地方における安定した雇用の創出など、本市としても喫緊に取り組まなければならない施策を「重点施策」として位置づけ、効率的・効果的に施策展開を図ることを念頭に置き、平成28年度からの8年間の新たな計画として策定するものです。

2 総合計画が果たす役割

(1) 市政運営の基本となる方向性を示した最上位の計画

平塚市総合計画は、平塚市自治基本条例（以下、自治基本条例）第 19 条を策定根拠とする本市の最上位計画です。本市の市政運営を総合的、計画的に進めるための基本となる計画であり、市民と市が共通の理念をもち、まちづくりの推進を図っていくものです。

なお、本市の各部門における様々な計画や施策は、本計画に基づいて実施され、自治基本条例第 8 条に定めた「まちづくりの指針」の実現に向けて取り組むものです。



平塚市自治基本条例

<まちづくりの指針>

第 8 条 市は、次に掲げる指針により、市民が幸せに暮らすまちを目指します。

- (1) 世界の人々と相互理解を深め、多様な文化が共生し、人々が平和に共存するまちにします。
- (2) 豊かな人間性と文化をはぐくみ、基本的人権を擁護するまちにします。
- (3) 互いに支え合い、誰もが安心して、安全に暮らすまちにします。
- (4) 自然環境と都市基盤が調和し、自然と人が共生するまちにします。
- (5) 産業を培い、活力とにぎわいのあるまちにします。

<総合計画等>

第 19 条 市は、この条例の趣旨に基づき、総合的かつ計画的な市政運営の基本となる計画（以下「総合計画」といいます。）を策定します。

- 2 市の執行機関は、総合計画の進行管理を行い、その状況をわかりやすく公表します。
- 3 市の執行機関は、行政分野ごとの計画の策定に当たっては、総合計画との整合を図ります。

(2) 国、県、近隣市町村などに本市の姿勢を示し、協力・連携・調整を求めていく際の基本となる計画

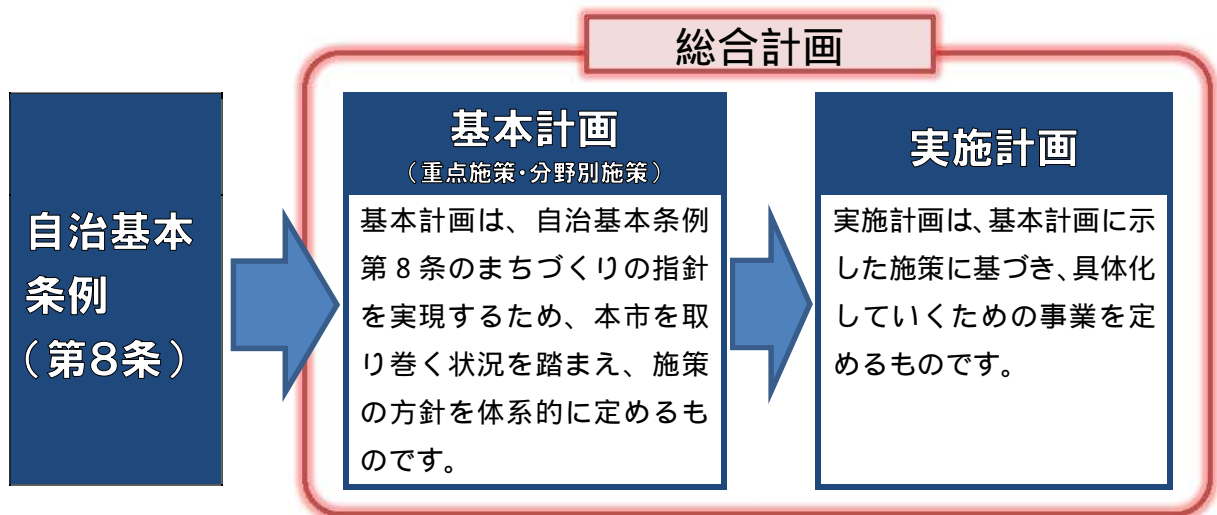
国、県、近隣市町村などに、計画実現に必要な協力・連携・調整を図るための基本となります。

3 総合計画の構成と計画期間

この計画は『基本計画』 - 『実施計画』の2層の構成とし、計画期間については今まで以上に実効性のある計画が求められることから、平成28～35年度の8年間とします。

なお、社会経済情勢の変化や事業の取組み状況を踏まえ、策定後4年で見直すものとします。また、基本計画においては、総合的に取り組むものを分野別施策に位置付けるほか、特に力を入れて取り組むものを重点施策と位置付け、厳しい財政状況が想定される中においても、持続可能な行財政運営を行い、次の世代へたしかな平塚をつなぎます。

(1) 構成



(2) 計画期間

H28年度 (2016年度)	H29年度 (2017年度)	H30年度 (2018年度)	H31年度 (2019年度)	H32年度 (2020年度)	H33年度 (2021年度)	H34年度 (2022年度)	H35年度 (2023年度)
基本計画【平成28～35年度】 ※計画期間8年(4年で見直し)							
実施計画(期間は検討中)							

4 本市を取り巻く状況

計画策定の踏まえるべき事項として、次の7点について整理します。

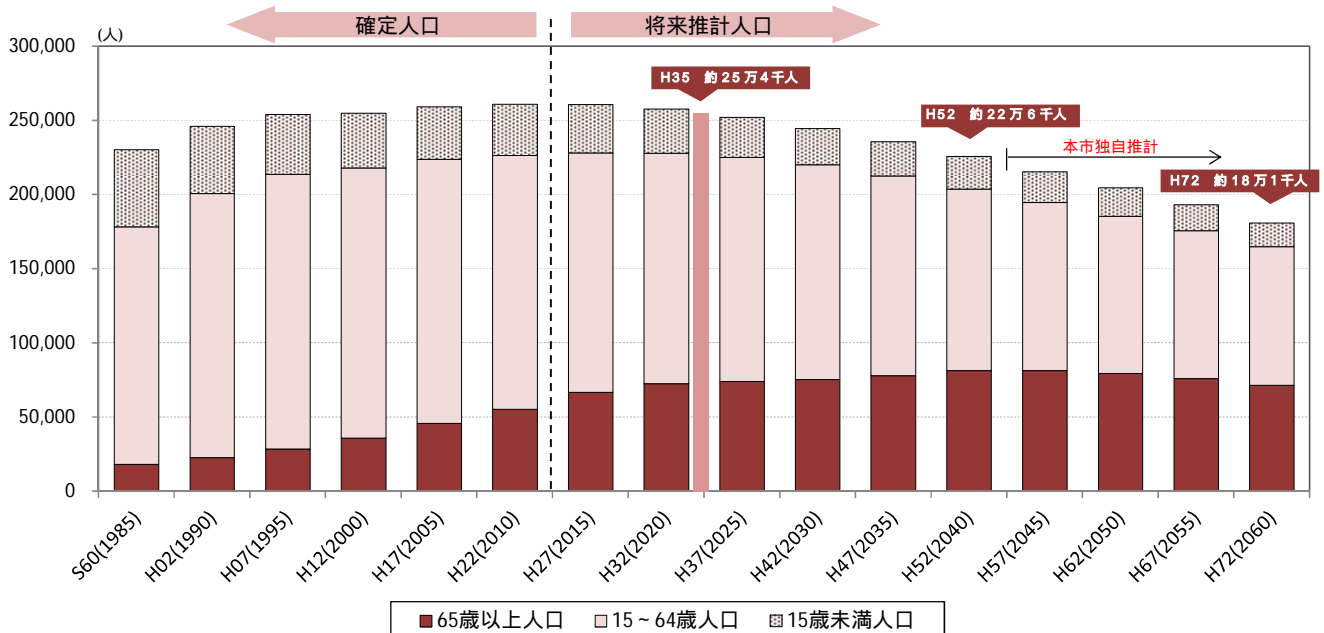
(1)人口減少社会の到来

本市の総人口は、2度のベビーブームを経て増加を続けてきましたが、平成22年11月の26万863人をピークに減少傾向に転じており、平成27年1月1日現在では、25万6,970人となっています。

人口の動態を社会増減と自然増減に分けてみると、社会増減では、就職が理由と思われる20代前半の都心方面への転出が大きく、社会減となっています。また、自然増減では、平成23年以降、死亡数が出生数を上回り、自然減で推移していることから、近年では社会減に自然減が加わり、人口減少が進んでいます。

国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、今後は自然減が大きくなることから、加速度的に人口減少が進み、本計画の目標年次である平成35年には約25万4千人、さらに平成52年には約22万6千人にまで減少するとされています。この国立社会保障・人口問題研究所の推計を基に、本市独自で平成72年までの人口を推計すると、昭和50年以前と同じレベルの人口にあたる約18万1千人(平成22年比31%減)程度になると見込まれます。

本市の人口の推移と見通し



- 【備考1】 平成22(2010)年までは、総務省「国勢調査」から作成
- 【備考2】 平成27(2015)年からは、国立社会保障・人口問題研究所による将来人口推計を基にして作成
- 【備考3】 平成35(2023)年の人口推計値は、国立社会保障・人口問題研究所において推計値が公表されていないことから、平成32(2020)年と平成37(2025)年の総人口を直線的に補間して算出

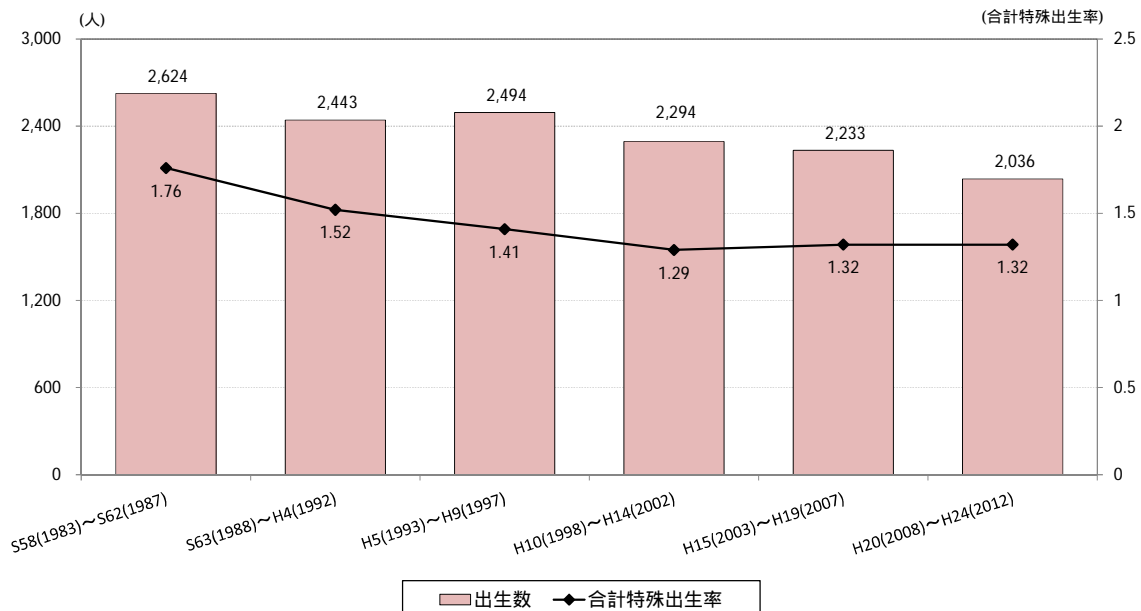
(2)出生率の低迷

本市の5年平均の出生数は、平成20～24年平均で2,036人となり、減少傾向にあります。出生数の減少が続いている要因としては、若い女性の人口が減少しているという人口構造上の問題や、未婚率の上昇、晩婚化等が影響していると思われます。

人口を安定的に維持していくためには、合計特殊出生率が2.07必要ですが、本市では近年1.3前後で推移しており、低い水準に留まっています。また、国の結婚や出産に関する意識調査を参考として、希望出生率を算出すると1.8となり、出生の希望と現実との間にも差が生じています。

国全体で人口減少が進む中で、将来の経済活動や社会的機能の担い手を一定の規模で保持するとともに、人口構造の若返りを図るには、生まれてくる子どもの数を増やしていくことが必要です。そのためには、若者の子どもを持ちたいという希望が叶えられる社会の構築に向けて、妊娠・出産・育児の切れ目のない支援や、子どもの成長や子育てをまち全体で支え、安心して子どもを育てられる環境づくりを、長期的な視点から進めることが必要です。

本市の出生数（5年平均）と合計特殊出生率の推移



【備考1】 出生数は「平塚市統計書」から作成

【備考2】 合計特殊出生率は厚生労働省「人口動態保健所・市区町村別統計」から作成

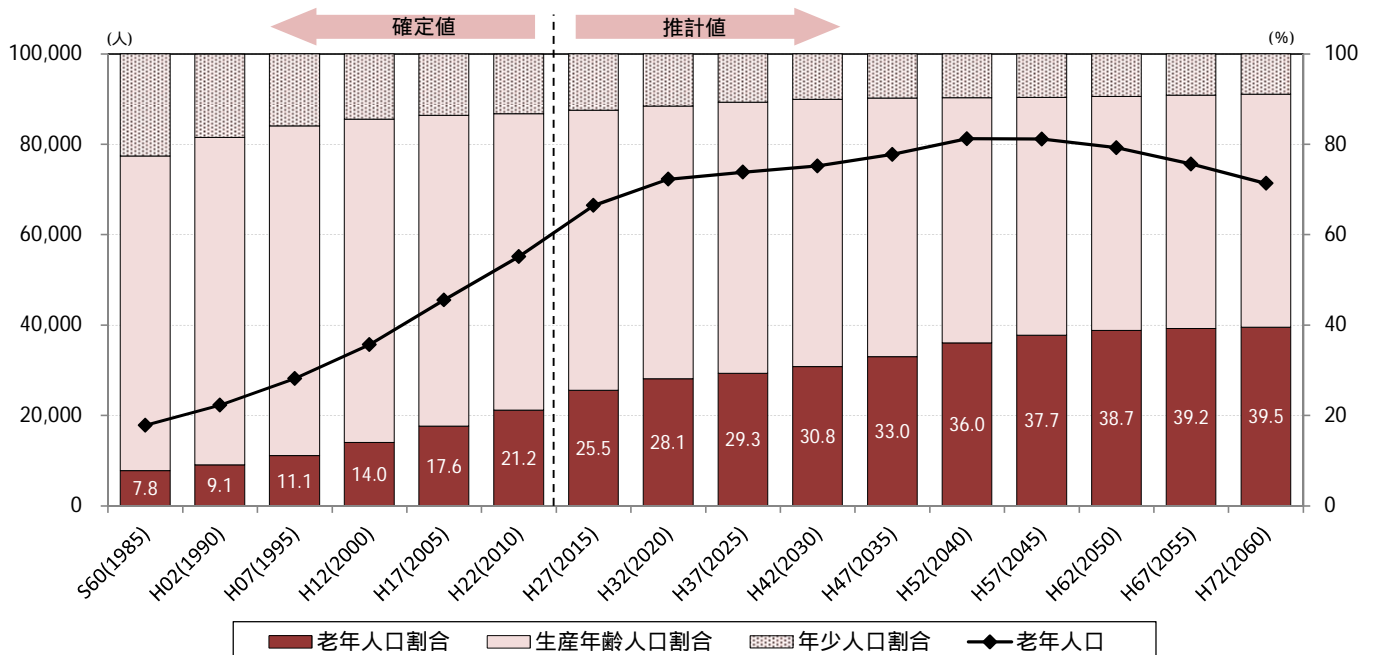
(3)高齡化の進展

本市の年少人口（15歳未満）と生産年齢人口（15～64歳）は、減少して推移しているのに対し、老年人口（65歳以上）は、増加が続いています。国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、平成52年頃には、昭和46～49年生まれの第2次ベビーブーム世代が老年人口に加わることや、平均寿命の延伸に伴い、高齢者数がピークを迎えると予想されます。また、総人口に占める老年人口（高齢化率）は、平成52年には36%に達し、その後も上昇すると推計されます。

高齢化の進展は、当面避けられず、今後、高齢化によって地域活動を支える人材が不足し、地域行事などの実施が困難になることが懸念されます。また、高齢化とあわせて、高齢世帯（世帯主の年齢が65歳以上の世帯）数、特に単身の高齢世帯数の増加が見込まれ、家族形態の変化により、子育てや介護などの家族機能が低下していくことが懸念されます。さらに、介護や入院が必要となる高齢者が増加することが想定されますが、少子化の影響により働き手が年々減少していくため、医療・福祉分野における人材不足も懸念されます。

高齢化によって想定される課題に対応するためには、高齢者が地域の中で自らの意欲や能力を発揮し、いつまでも健康で活躍できるまちづくりを進めることが重要です。また、介護が必要になっても、地域で支え合い、住みなれた地域で安心して暮らせる環境づくりが必要です。

本市の高齢者数の推移と見通し



【備考1】平成22(2010)年までは、総務省「国勢調査」から作成

【備考2】平成27(2015)年からは、国立社会保障・人口問題研究所による将来人口推計を基にして作成

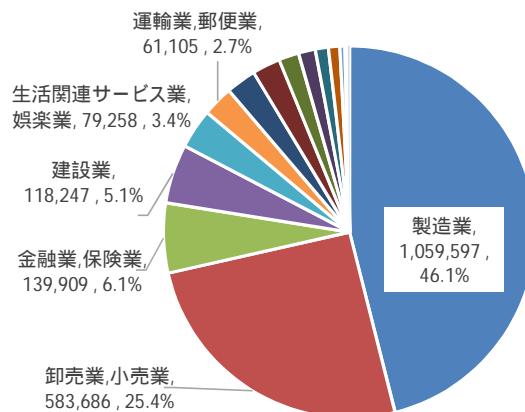
(4)地域経済の変化

本市の従業者数は、平成 24 年経済センサス活動調査 結果によると「製造業」が最も多く、次いで「卸売業・小売業」となっており、「製造業」と「卸売業・小売業」の従業者数を合わせると、全産業の約 4 割を占めています。両業種は売上高も高く、2 業種で市内全体の売上高の約 7 割を占め、市内の経済や雇用を支えています。また、本市は、2010 年世界農林業センサスによると県内で 3 番目の経営耕地面積を有していることや、相模湾に面した地理的条件から、地域で採れた新鮮な農水産物を地域で消費できる環境があります。このような環境も活かしながら、業種を超えた事業者間の連携によって、高付加価値を生み出す取組みが進められており、地域の産業活性化に向けた動きが広がりを見せています。本市周辺の都市基盤の状況を見ると、さがみ縦貫道路の全線開通や国道 134 号の 4 車線化によって広域な道路アクセス網が向上しており、まちのポテンシャルを活かしたまちづくりを進めることで、企業立地や交流人口の増加によるまちの活力の増進が期待できます。

一方、経済活動のグローバル化 や情報通信ネットワークの拡大などを背景に、産業を取り巻く環境が大きく変化しています。全国と同様に本市でも、第 1 次産業や第 2 次産業の就業者数が減少する一方、第 3 次産業の就業者数が増加しており、就業構造が変化しています。また、市内の事業所数は、徐々に減少する傾向にあり、従業者数も事業所数と連動して減少し、市内市場が縮小しています。

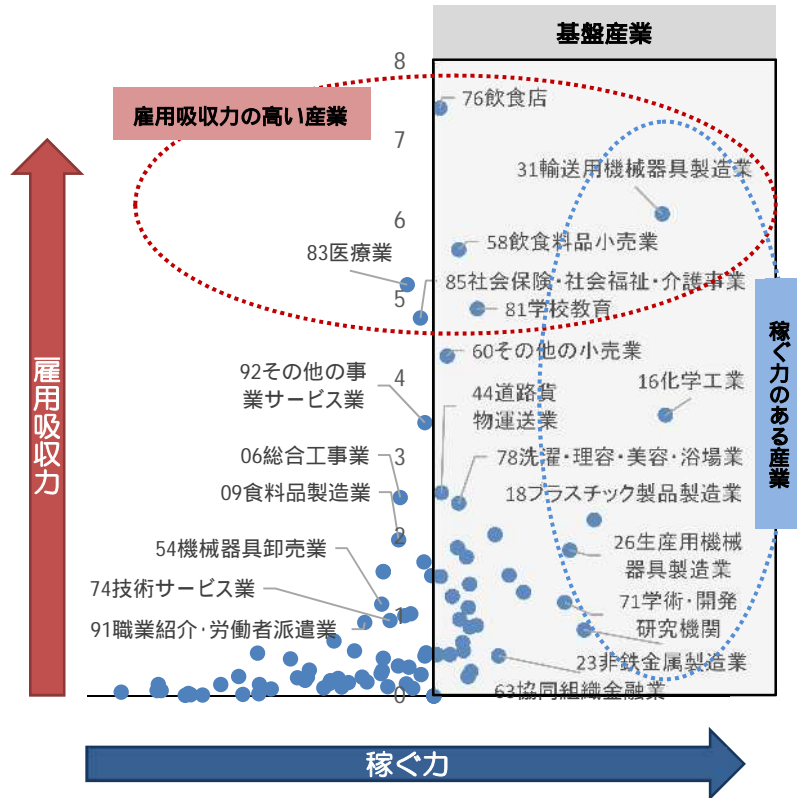
経済の低迷は、まちの活力の低下や雇用環境の悪化を招くと考えられますが、今後は、総人口の減少や人口構成の変化によって、地域内の消費の減少が見込まれ、地域経済への悪影響が懸念されます。豊かな暮らしを次の世代に引き継ぐためには、地域経済をけん引する産業や雇用を生み出す産業を支え、地域内の経済循環を促進することが必要です。また、地域の資源や特徴を活かした魅力を創出し、地域外から利益を得ることにより、地域産業の活性化を図ることや、市民が安心して働けるよう、安定した雇用機会の創出を図ることが必要です。

本市の産業別売上高構成比(百万円)(平成 24 年)



【備考】 総務省「平成 24 年経済センサス活動調査」

本市の産業の稼ぐ力と雇用吸収力



(5)安心・安全の確保

本市は、穏やかな気候に恵まれ、これまで大規模な自然災害を免れてきました。しかし、甚大な被害を出す恐れのある大規模地震の発生確率が高まっていることや、全国各地で相次ぐ自然災害などから、市民の防災や減災に対する意識は高く、地域防災力の強化が求められています。これまでも、地域防災組織等の関係機関と連携しながら、防災体制の強化や防災協定の充実などに取り組んできました。しかし、その間にも神奈川県では、国の新たな知見を取り入れ、津波浸水予測の見直しを行っています。また、今後、自然災害の大規模化が懸念される状況の中で、自然災害から市民の生命や財産を守るためには、建物やインフラの耐震化等による都市の防災機能の向上を図るとともに、自助・共助・公助による災害対応力をさらに強化する必要性が高まっています。

日常生活の面では、まちの治安に不安を抱く市民も多く、暮らしの安心感を高めていくことが課題となっています。地域の安全は、子育て環境としても重視されていることから、子育て世代の定住を促進するためにも、まちぐるみで防犯に対する意識や活動を高めていく必要があります。

(6)魅力の創出

本市の夜間人口（常住人口）に対する昼間人口（従業地、通学人口）の割合は、低下する傾向にあるものの、市内に通勤・通学する市民の割合が高いことや、通学による流入人口が流出人口を上回っていることなどから、近隣市町と比較して高くなっています。本市は、東京圏に位置しながらも、学校や事業所が集まる拠点性を持った都市であるといえます。今後も多くの人が過ごすまちとなるためには、まちの魅力を磨き、高めていくことが必要です。

本市の自然的環境としては、西部に丘陵地のまとまったみどりが広がり、中央部には金目川水系の河川が流れ、その周囲には県下有数の生産高を誇る田園が広がっています。また、市街地には、緑豊かな総合公園が整備されており、多様な自然環境や身近な憩いの空間は、市民に魅力として感じられています。また、平塚海岸や湘南平、馬入花畑などの誘客につながる資源も有しており、これらの豊かな自然を後世に引き継ぐためには、適正な保全を図るとともに、交流やふれあいなどの場として活用を図る必要があります。

都市的環境としては、JR東海道本線平塚駅を中心に商業・業務機能が集積しており、にぎわいある空間となっています。まちの活力を高め、一層のにぎわいを創出するには、新たなまちの拠点づくりを推進するとともに、中心市街地では、都市機能の集積を図り、人の流れを呼び込む好循環を生み出し、中心市街地全体の魅力アップを図ることが必要です。先人から引き継いだまちの資源を保存・活用しながら、快適で魅力あふれる都市空間の形成を図っていく必要があります。

(7)持続可能な地域経営

市の歳入面では、今後人口減少が進み、それに伴って労働力も少なくなるため、これまでのような高い経済成長による右肩上がりの税収は、期待できない状況にあります。一方、歳出面では、平成 19 年度に歳出の 16.8%であった社会保障の関連経費である扶助費は、平成 26 年度に 25.6%と約 8.8 ポイント増加しており、今後も高齢化の進展によって支出の増加が見込まれています。また、本市では、人口増加や高度経済成長を背景として、多くの公共施設を集中的に整備してきました。そのため、公共施設の大規模改修や更新する時期も集中することとなり、間もなく多くの施設が耐用年数を迎えることから、それらをすべて維持・更新するには莫大な費用が必要となります。

このような見通しは、将来世代の税負担が増加し、税負担の世代間の不公平をもたらすことにつながります。また、今後、歳入と歳出が均衡する見通しが立たなければ、災害への備えやインフラ 施設の維持など、市民生活や行政運営に大きな影響を及ぼすことが想定されます。

これらの課題に対応するためには、行政サービスの効率化を図るとともに、行政サービスの見直しを進め、持続可能な行財政運営に向けた対応が求められます。また、限られた財源の中でも、市民の安全が確保され、市民が幸せな暮らしを実現することができるまちを目指すには、まちづくりの各主体が適切な役割分担のもとで、力を発揮できるまちづくりを進めていくことが重要です。

策定時に最新の財政見通しを掲載予定

5 選ばれるまち・住み続けるまちへ向けた重点課題

人口減少や少子化、高齢化が急速に進む社会情勢においても、都市としての持続性を確保し、次の世代に向けて更なる発展を遂げるためには、市民が幸せに暮らし、更には、人や企業に選ばれるまちへ向けた取り組みが必要です。ここで、本市を取り巻く状況を踏まえ、次の4点を本市が抱える重点課題として導きました。

重点課題1 「地域経済の活性化」

都市としての活力を維持するため、地域経済をけん引する産業や雇用を生み出す産業を支え、地域内の経済循環を促進するとともに、地域の資源や特徴を活かした魅力を創出し、地域外から利益を得ることによる地域経済の活性化を図ることが重要です。

重点課題2 「子育て支援」

子どもを持ちたいという希望が叶えられる社会の構築に向けて、妊娠・出産・育児の切れ目のない支援や、子どもの成長や子育てをまち全体で支え、安心して子どもを育てられる環境づくりが重要です。

重点課題3 「超高齢社会への対応」

高齢者がいきいきと暮らせる社会の構築に向けて、高齢者がいつまでも健康で活躍できるまちづくりを進めるとともに、介護が必要になっても、地域で支え合い、住みなれた地域で安心して暮らせる環境づくりが重要です。

重点課題4 「安心・安全なまちづくり」

自然災害から市民の生命や財産を守るため、自助・共助・公助による災害対応力をさらに強化するとともに、まちぐるみで防犯に対する意識や活動を高めていくことが重要です。

序論 第2章

将来展望

- 1 人口の展望
- 2 土地利用の考え方

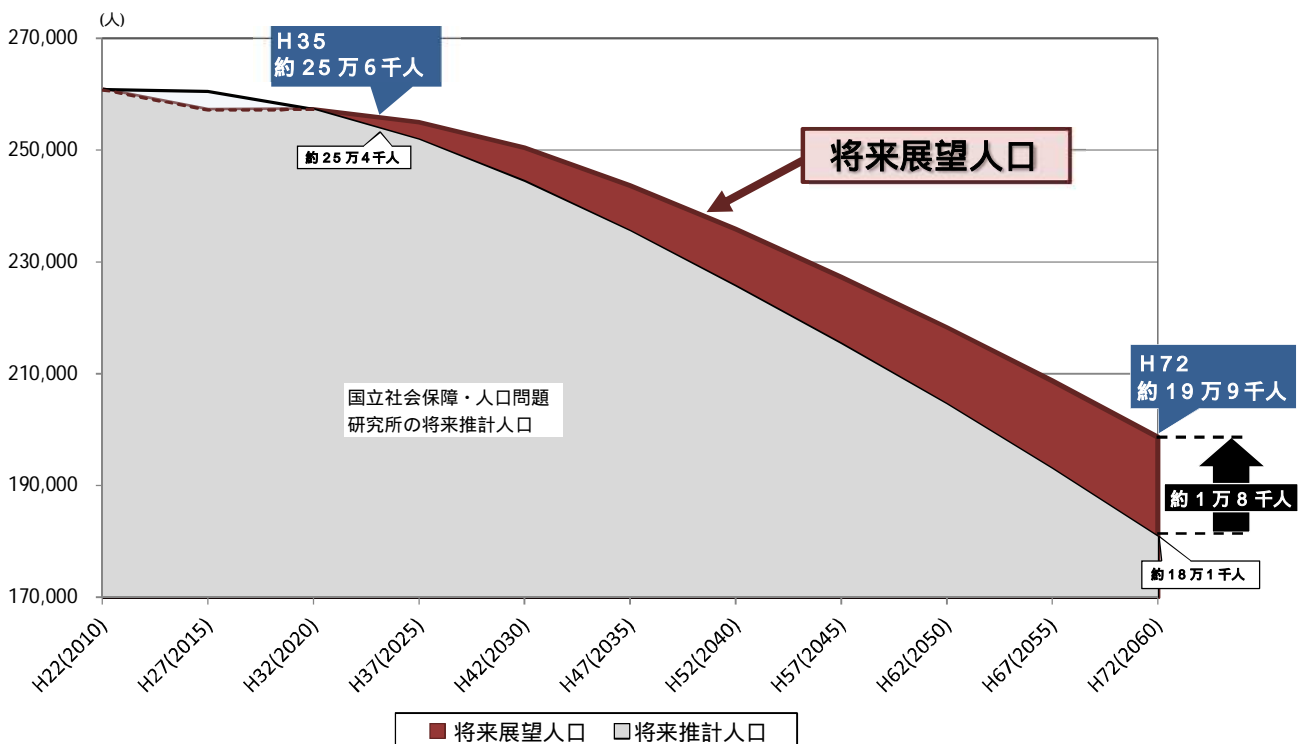
1 人口の展望

人口減少は、地域経済の低迷による生活の利便性、地域の魅力の低下や、雇用への影響を通じて、さらなる人口減少を招くという悪循環に陥ることが考えられます。人口減少期へ移行した本市においても、今後、人口減少による悪影響が懸念されます。本市が将来にわたりまちづくりを進めていくためには、市民や国・県・近隣市町村などと連携しながら、対策を進めることが求められます。

本市には、県内トップクラスの製造品出荷額を誇る製造業をはじめとし、雇用吸収力を持つ産業があります。このような地域経済をけん引する産業や雇用を生み出す産業の発展を支援するとともに、少子化対策などの若い世代が地域で安心して子どもを産み、育て、暮らし続けられるためのまちづくりを進め、さらには、まちの魅力を磨き、高めることにより本市への愛着や誇りの醸成を図ることで、出生や人の流れの状況に変化が生じると考えられます。

本市の将来人口は、合計特殊出生率や社会移動の状況が改善すると、平成35年に約25万6千人、平成72年に約19万9千人になると推計され、何も対策を講じない場合の将来推計人口（国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口）と比較すると、平成72年時点において約1万8千人程度多くなり、人口減少が緩和すると予測されます。

本市の人口の将来展望



【備考1】 将来展望人口は、合計特殊出生率の向上と、転入出の均衡により、達すると考えられる人口

【備考2】 将来推計人口は、国立社会保障・人口問題研究所の推計を基に、本市において平成52(2040)年時点の出生・死亡・移動などの仮定を平成72(2060)年まで延長して推計したもの

2 土地利用の考え方

本市は、湘南地域の中核都市として、都会性と自然性をあわせもち、様々な生活スタイルが選択できる特性を活かし、平塚駅を中心に都市基盤の整備を進め、商・工・農業の均衡のある産業基盤を築いてきました。

しかし、近年、中心商業地の活性化や工場の移転及び進出への対応などに加え、人口減少・少子高齢化といった人口構成の変化や大規模災害への対応、また、適切な管理がされていない空家などへの対応が求められています。

こうした中、本市を取り巻く状況として、さがみ縦貫道路の全線開通や国道134号の4車線化による広域的な幹線道路の整備が進み、関東圏域を超え、多くの人やモノ、文化等の交流を図ることのできる状況下におかれます。

このようなことから、諸課題に対応するとともに、取り巻く環境の変化を好機と捉え、本市の特性を活かしたまちづくりを進め、観光などによる多くの人の交流や新たな産業経済活動の展開を促し、都市の活力が未来に持続するような土地利用を目指します。

(1)都市づくりの基本構造

既存の都市構造を活かしつつ、持続可能なまちづくりの骨格を形成するため、平塚駅周辺の中心市街地（南の核）とツインシティ大神地区（北の核）の整備、そして2つの核を結ぶ南北都市軸の整備、更に、平塚駅から海岸へのシンボル軸の整備を進めます。

市街地では多極的に諸機能を集約、ネットワーク化させた地域生活圏の形成を図ります。

更には、東西交通軸の整備による周辺の広域幹線道路へのアクセスの向上により、今後の都市づくりを支えます。

また、相模川から相模湾、西部の丘陵につながるみどり・水辺ゾーンや田園ゾーン等で都市の骨格やその周辺の市街地を包み、自然環境と都市環境が調和し、美しい景観で快適に暮らせるとともに、災害に強いまちを目指します。

(2)土地利用の基本方針

(ア)都市の活力を高める土地利用の誘導

本市の商業・業務機能の中心となる南の核では、商業・業務、文化と居住との共存を図るとともに高度利用を促進し、中心市街地の魅力とにぎわいの向上に努めます。

ツインシティ大神地区では、環境との共生を理念とした新たな産業や業務機能などが集積する魅力あるまちづくりに努めます。

南北都市軸やシンボル軸では、産業集積ゾーンの維持発展を基本として、沿道土地利用の純化や活性化に努め、魅力ある空間づくりに努めます。

また、海岸地域では、広域的な幹線道路の開通による首都圏からの観光などの交流を見込み、海の魅力を高める拠点づくりに努めます。

(イ)安全・快適な居住環境を形成する土地利用の誘導

市街地内の安全・快適な居住と生活利便性の向上を図るため、防災対策を進めるとともに、公共・公益施設の利便性の向上や有効活用を図り、環境に配慮したうるおいのある歩いて暮らせる地域生活圏の形成に努めます。

また、郊外部においては、農業集落の居住環境や農業生産環境の改善をめざし、土地利用の適正な誘導に努めます。

(ウ)自然環境や街並み景観の保全、向上

西部地域などのみどりや田園、相模川や金目川水系などの豊かな自然資源を次の世代へ引き継ぎ、その自然の恵みを享受するため、適正な保全を図るとともに、学術機関などと連携し、交流やレクリエーションの場づくりに努めます。

また、それらの自然資源や地域固有の歴史・文化などの資源を活かしながら、まちづくりのルールを通じて、さらに魅力ある街並みが形成されるよう、その誘導に努めます。

(3)土地利用の方向

(ア)住居系用地

道路や公園などの都市基盤施設の整備など災害に強いまちづくりを進めるとともに、地域生活圏の形成に必要な土地利用の誘導と地域資源の有効活用に努めます。

既存住宅地では、地域の特性を活かした街並みの形成や緑化の推進などを図り、安全で快適な居住環境の形成に努めます。また、新たに完成した住宅地では、良好な居住環境の創出と保全に努めます。

(イ)商業系用地

平塚駅周辺の中心商業地は、魅力ある商業・文化機能などの充実を図るため、土地の高度利用と公共施設・用地の有効活用などを図るとともに、まちなか居住を促進し、魅力とにぎわいのある良好な中心市街地の形成に努めます。

地域の商業地は、地域のもつ特性に合わせて、商業施設や福祉施設など暮らしを支える機能の充実に努めます。

(ウ)工業系用地

既存工業地は、土地利用の混在を抑制しつつ、生産環境の充実や産業機能の高度化に努めます。

また、新たな産業の立地を図るため、ツインシティ大神地区を中心に、先進的な産業と研究、生産機能の向上につながる土地利用の誘導に努めます。

(エ)農業系用地

農地が農業生産の場として有効に活用できるよう努めます。また、環境保全や防災機能など農地のもつ特性を活かし、まちづくりと調和した利用に努めます。

(オ)丘陵・水辺

丘陵のみどりや水辺（海・川）の豊かな自然、動植物の生態系の維持・保全に努めます。また、学術機関や研究所などを活かした交流やふれあい、レクリエーションの場づくりなど自然環境を活かすとともに活性化に努めます。

(カ)公共・公益用地

使いやすく親しみやすい公共・公益施設サービスと、その効率的な整備や運営などを図るため、民間企業の経営力や企画力を適正に活かしながら、適正な配置、機能更新、ユニバーサルデザインを取り入れ、公共サービスの充実に努めます。また、環境に配慮したうるおいのある土地利用を図り、まちづくりの拠点としての活用に努めます。

序論 第3章

総合計画の実現に向けて

- 1 まちづくりの基本姿勢
- 2 総合計画の進行管理

1 まちづくりの基本姿勢

人口減少社会の到来や少子高齢化の進展などによる厳しい社会状況の中でも、自然・歴史・文化・産業・都市基盤などの本市のすぐれた特性を活かしつつ、将来にわたり市民が幸せに暮らすことができるまちづくりを進めていくために、次に掲げる視点を基本姿勢としてまちづくりを展開していきます。

(1) 誇りと愛着を持てるまちづくり

将来にわたり市民が幸せに暮らすことができるまちであるためには、まちへの誇りと愛着を醸成し、人が住みやすく、企業が活動しやすい魅力あるまちを目指すことで、持続可能なまちづくりを進めていく必要があります。

「新たな魅力の創出」や「弱みの改善」に取り組むとともに、本市の魅力を積極的に発信するなどシティプロモーションを推進し、人の転入促進・転出抑制及び企業の進出増加・流出減少につなげます。

(2) 市民参加と協働によるまちづくり

将来にわたり市民が幸せに暮らすことができるまちであるためには、まちづくりの主体である市民の関わりによって市政を進めていく必要があります。また、市民と市がそれぞれの役割及び責任のもと自主性を尊重し、対等な立場で連携・協力し、まちづくりを進めることが必要です。

市民参加と協働によるまちづくりを進めるために、市は市政情報の積極的な発信や市民との情報共有などの取組みを進めるとともに、多様な方法による市民参加及び協働の機会を提供します。

(3) 効率的・効果的な行政運営によるまちづくり

将来にわたり市民が幸せに暮らすことができるまちであるためには、経営資源を効率的、効果的に活用し、より質の高い行政サービスをより低いコストで提供することで、持続可能なまちづくりを進めていく必要があります。

中長期的な展望と成果を重視した行財政運営を行うとともに、平塚市全体の立場から物事を進める「全体最適」の考え方のもと、「選択と集中」の理念に基づき、健全な財政運営と市民サービスの向上を図ります。

2 総合計画の進行管理

基本計画に掲げる施策や、実施計画に掲げる事業を着実に実行し、次の世代へたしかな平塚をつなぐためには、定期的に事業内容などの見直しを行うことが必要となります。

そのため、成果を見極めるための数値目標、及び成果指標等を設定し、「Plan（計画） - Do（実行） - Check（点検） - Action（改善）」といった、PDCAサイクルの手法を取り入れた進行管理を行い、施策や事業の成果を定期的に測定し、事業の改善・効率化を図ります。



基本計画

基本計画では、将来展望を踏まえ、自治基本条例の「まちづくりの指針」の実現に向けた基本的な方向性となる分野別施策と、その中でも本市の活力維持に係る問題や、人口減少から生じる問題など、特に力を入れて取り組む必要のある重点施策を、事業展開が分かるよう体系的に示します。

第1章 基本計画について

第2章 重点施策

第3章 分野別施策

基本計画 第1章

基本計画について

- 1 基本計画の概要
- 2 基本計画の体系図

1 基本計画の概要

基本計画は、自治基本条例で定めた5つの「まちづくりの指針」を実現し、子や孫へたしかな平塚をつなぐために取り組むべき施策を体系的に示すものです。

まちづくりの指針（自治基本条例 第8条）

- 指針1 世界の人々と相互理解を深め、多様な文化が共生し、人々が平和に共存するまち
- 指針2 豊かな人間性と文化をはぐくみ、基本的人権を尊重するまち
- 指針3 互いに支え合い、誰もが安心して、安全に暮らすまち
- 指針4 自然環境と都市基盤が調和し、自然と人が共生するまち
- 指針5 産業を培い、活力とにぎわいのあるまち

～子や孫へたしかな平塚をつなぐ～

基本計画

分野別施策

- 1 豊かな心と文化をはぐくむまちづくり
- 2 安心して暮らせる支え合いのまちづくり
- 3 自然と人が共生するまちづくり
- 4 活力とにぎわいのあるまちづくり

重点的に取り組む施策を抽出

重点施策

- ・強みを活かしたしごとづくり
- ・子どもを産み育てやすい環境づくり
- ・高齢者がいきいきと暮らすまちづくり
- ・安心・安全に暮らせるまちづくり

重点課題

地域経済の活性化

子育て支援

超高齢社会への対応

安心・安全なまちづくり

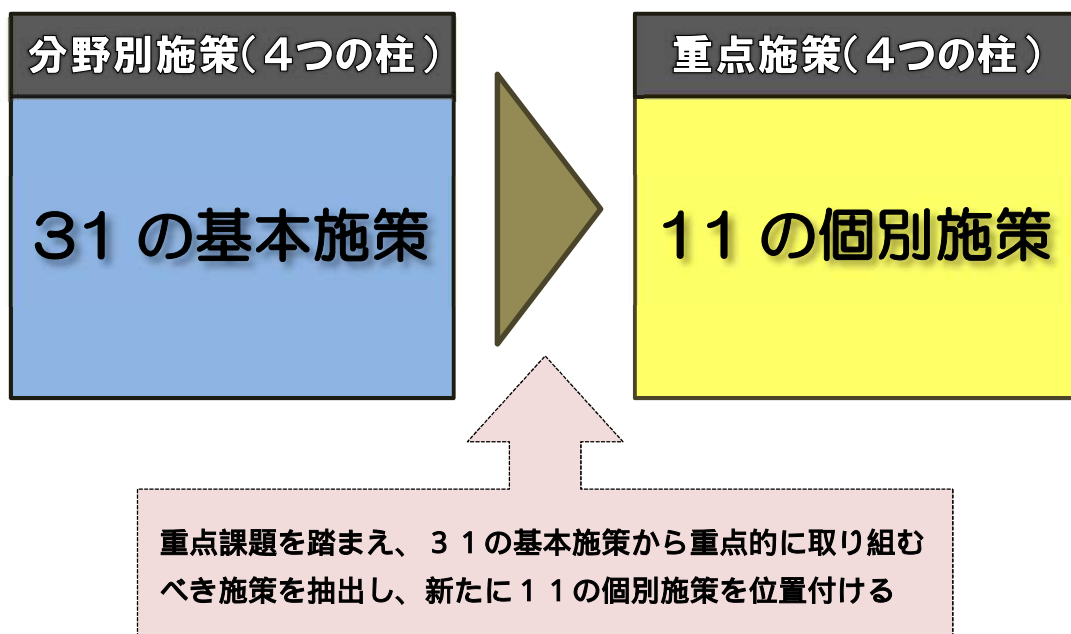
(1)基本計画の構成

基本計画は、分野別施策と重点施策で構成しています。

分野別施策とは、本市の市政運営を総合的に進めるための基本的な方向性となるものであり、まちづくりの指針の実現に向けて、「豊かな心と文化をはぐくむまちづくり」「安心して暮らせる支え合いのまちづくり」「自然と人が共生するまちづくり」「活力とにぎわいのあるまちづくり」の4つの柱を掲げます。

重点施策とは、分野別施策の中から重点的に取り組むものと位置付け、序論で整理した本市が抱える4つの重点課題である、「地域経済の活性化」「子育て支援」「超高齢社会への対応」「安心・安全なまちづくり」に対応する施策として、「強みを活かしたしごとづくり」「子どもを産み育てやすい環境づくり」「高齢者がいきいきと暮らすまちづくり」「安心・安全に暮らせるまちづくり」の4つの柱を掲げます。

なお、分野別施策の4つの柱は、31の基本施策によって構成されており、その中から、重点課題を踏まえ、重点的に取り組むべき施策を抽出し、新たに位置付けたものが重点施策の4つの柱を構成する11の個別施策となります。そのため、重点施策は分野別施策を横断的に構成するものとなります。



(2)分野別施策

分野別施策とは、本市の市政運営を総合的に進めるための基本的な方向性となるものであり、次の4つの柱を掲げます。

分野別施策 1

豊かな心と文化をはぐくむまちづくり

お互いを理解し、尊重し合える心のやさしさと、学びの意欲や豊かな感性をもった人が育ち、人々の活発な交流をとおして人の輪をつなげ広げていく、よろこびと活力にあふれたまちを目指します。

分野別施策 2

安心して暮らせる支え合いのまちづくり

子育て支援や福祉の充実、防犯や防災の取り組みなど、地域の人と人、そして行政が一体となって互いに支え合うことで、市民の誰もが生きがいをもって幸せに暮らせ、安全に安心して住み続けることのできるまちを目指します。

分野別施策 3

自然と人が共生するまちづくり

自然環境の保全や循環型社会の構築を進めるとともに、環境に配慮した快適な都市空間の整備を進めることにより、自然と人が共生した、持続可能な社会として発展するまちづくりを目指します。

分野別施策 4

活力とにぎわいのあるまちづくり

平塚の特性を活かしながら、各産業のバランスのとれた振興を図るとともに、新しい産業の創出、多様な担い手の確保を目指すことにより、安定した魅力ある産業を培います。

また、多彩な観光資源の魅力を高めるとともに、積極的な情報発信を行い、人が集まり活気があふれるまちを目指します。

(3)重点施策

重点施策とは、分野別施策の中から本市が抱える重点課題を踏まえ、重点的に取り組むものであり、次の4つの柱を掲げます。

重点施策 I

強みを活かしたしごとづくり

地域経済や地域産業に関する特性と資源を分析し、本市の強みを活かしたしごとづくりを進めます。

重点施策 II

子どもを産み育てやすい環境づくり

結婚・出産・子育ての切れ目のない支援があり、未来の宝である子どもたちが安心して暮らせるまちづくりを進めます。

重点施策 III

高齢者がいきいきと暮らすまちづくり

高齢者がいつまでも生きがいを持ち、住み慣れた地域で元気に暮らせるまちづくりを進めます。

重点施策 IV

安心・安全に暮らせるまちづくり

防犯や交通安全活動を通じた日常生活の安心と、自助・共助・公助の連携による災害発生時の安全が確保されたまちづくりを進めます。

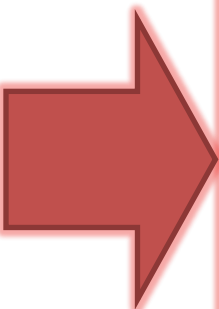
2 基本計画の体系図

基本計画は、分野別施策と重点施策で構成しています。分野別施策は4つの柱と31の基本施策で構成され、本市の市政運営を総合的に進めるための基本的な方向性となります。

	分野別施策		重点施策			
	柱(4)	基本施策(31)	I	II	III	IV
子育て孫へたしかかな平塚をつなぐ	1. 豊かな心と文化をはぐくむまちづくり	1 - 子どもの学びを充実する 1 - 教育環境を充実する 1 - 生涯学習や芸術・文化活動の環境を充実する 1 - 誰もが気軽にスポーツを楽しむ環境を充実する 1 - 青少年の健全育成を推進する 1 - 活発な市民の交流を促進する 1 - 平和意識の普及・啓発を推進する 1 - 人権尊重・男女共同参画を推進する		●	●	
	2. 安心して暮らせる支え合いのまちづくり	2 - 子育て支援を充実する 2 - 健康づくりを推進する 2 - 地域福祉を充実する 2 - 高齢者福祉を推進する 2 - 障がい者福祉を推進する 2 - コミュニティ活動を促進する 2 - 防災対策を強化する 2 - 災害に強いまちづくりを推進する 2 - 日常生活の安心・安全を高める 2 - 消防・救急体制を強化する		●	●	●
	3. 自然と人が共生するまちづくり	3 - 環境にやさしいまちづくりを推進する 3 - 自然環境の保全を推進する 3 - 循環型社会の形成を推進する 3 - 快適な生活環境の形成を推進する 3 - 花とみどりにあふれるまちづくりを推進する 3 - 交通の利便性を高める				●
	4. 活力とにぎわいのあるまちづくり	4 - 産業の活性化を促進する 4 - 商業の活性化と中心市街地のにぎわいづくりを推進する 4 - 工業を振興する 4 - 農業・漁業を振興する 4 - 観光を振興する 4 - 雇用の確保と働きやすい環境づくりを促進する 4 - 新たな産業拠点の形成を推進する	●	●	●	●

重点施策は、分野別施策の中から重点的に取り組むものと位置付け、本市が抱える4つの重点課題である、「地域経済の活性化」「子育て支援」「超高齢社会への対応」「安心・安全なまちづくり」に対応する施策として、4つの柱と11の個別施策で構成しています。

重点施策	
柱(4)	個別施策(11)
I. 強みを活かしたしごとづくり	I- (1) 基幹産業の競争力を強化する
	I- (2) 多様な担い手が活躍する機会をつくる
	I- (3) 地域資源を活用した新たな事業を創出する
II. 子どもを産み育てやすい環境づくり	II- (1) 若い世代の結婚・出産を支援する
	II- (2) 安心して子育てができる環境づくり
	II- (3) 子どもの健やかな成長を支援する
III. 高齢者がいきいきと暮らすまちづくり	III- (1) 高齢者が活躍する機会をつくる
	III- (2) 高齢者の健康づくりを支援する
	III- (3) 地域が高齢者を支える環境をつくる
IV. 安心・安全に暮らせるまちづくり	IV- (1) 災害に強い地域づくりを推進する
	IV- (2) 防犯・交通安全の取組みを支援する



基本計画 第2章

重点施策

重点施策 「強みを活かしたしごとづくり」

重点施策 「子どもを産み育てやすい環境づくり」

重点施策 「高齢者がいきいきと暮らすまちづくり」

重点施策 「安心・安全に暮らせるまちづくり」

重点施策 I

強みを活かしたしごとづくり

基本的な方向性

人口減少がもたらす地域経済の縮小化を克服するため、域外から資金を取り込む「域外市場産業」と域内の資金の循環によって成り立つ「域内市場産業」のそれぞれをけん引していく企業、事業者を中心に支援し、地域経済の基盤となる産業を振興します。また、商業、工業、農業、漁業、観光の各産業がバランス良く発展している本市の強みを活かし、起業の促進や成長のための支援を行うとともに、産業間の連携を促進することで新たな事業の創出を目指します。

数値目標

指標名	現状値 (H26)	目標値 (H31)	目標値 (H35)
創業者数 (年間)	9 人	20 人	検討中
企業立地等に対する助成を承認した件数 (累計)	5 件	20 件	検討中
農地利用集積面積 (累計)	105ha	120ha	検討中

個別施策

I-(1) 基幹産業の競争力を強化する

基本的な方向性

本市の基幹産業である製造業の設備投資や小売業等の個店の差別化、特色を生かした商店街づくりへの支援を行うとともに、新たな産業集積の機会を活かし、雇用拡大や経営強化、規模拡大を促します。また、事業者の新製品や新技術の開発につながる共同研究を支援するとともに、販路拡大に向けた取組みを進めます。

重要業績評価指標 (KPI)	現状値 (H26)	目標値 (H31)	目標値 (H35)
事業拡大や新技術・新商品等の相談・紹介件数 (年間)	44 件	50 件	検討中
魅力化実施店舗数 (累計)	10 店舗	50 店舗	検討中

主な取組み

- 企業の施設整備や新規雇用に対する支援
- 企業の共同研究や海外展開に向けた支援
- 販路拡大や産学公 の連携強化の支援
- 魅力的な個店や商店街づくりのための支援
- ツインシティ整備の推進

Ⅰ-(2) 多様な担い手が活躍する機会をつくる

基本的な方向性			
<p>起業家に対して、創業から経営安定に至る一連の取組みを充実させます。また、各産業の新たな担い手に対して、関係機関と連携しながら、事業展開ができる環境を拡充します。さらに、新規成長分野に取り組む事業者に対して、技術革新等の誘発を図り、事業や雇用機会の拡大につなげます。</p>			
重要業績評価指標（KPI）	現状値（H26）	目標値（H31）	目標値（H35）
創業支援件数（年間）	93 件	180 件	検討中
新たな農の担い手数（累計）	8 人	38 人	検討中
主な取組み			
<ul style="list-style-type: none"> ● 起業家や担い手（農業者・商業者）の育成支援 ● 中小企業者に対する販路開拓の支援や融資・経営改善の相談 ● 企業や大学の強みを活かした技術革新等の誘発 			

Ⅰ-(3) 地域資源を活用した新たな事業を創出する

基本的な方向性			
<p>各産業がバランス良く発展している強みを活かし、農商工連携 や6次産業化 の起点になる農業・漁業について、分野横断的なネットワークを活用するとともに、関係機関と連携した支援を行い、本市産業のさらなる活性化と新たな事業につなげます。</p>			
重要業績評価指標（KPI）	現状値（H26）	目標値（H31）	目標値（H35）
新商品等開発支援件数（累計）	4 件	29 件	検討中
主な取組み			
<ul style="list-style-type: none"> ● 産業間の連携の場の創出 ● 新事業の創出や商品開発と販路拡大の支援 			

重点施策Ⅱ

子どもを産み育てやすい環境づくり

基本的な方向性

周産期医療 や小児救急医療の充実を図るとともに、分娩取扱医療施設 を整備することで、安心して出産・子育てできる環境づくりを目指します。また、結婚や出産後も継続した就労ができるように仕事と生活の調和を促進し、子育てにかかる負担を軽減するとともに、地域や学校での子どもの成長の支援や見守りを通じて、子どもが安心して暮らせる環境づくりを目指します。

数値目標

指標名	現状値（H26）	目標値（H31）	目標値（H35）
合計特殊出生率	1.32	現状値より 上昇	検討中

出典：人口動態保健所・市区町村別統計（厚生労働省）

個別施策

Ⅱ-（１）若い世代の結婚・出産を支援する

基本的な方向性

結婚や出産の希望をかなえるために、経済的な安定を支援し、若いうちに子どもを育てることができるようにするとともに、乳幼児を持つ家庭への訪問、相談事業など、妊娠・出産・育児期における不安の軽減を図り、切れ目のない支援を行います。

重要業績評価指標（KPI）	現状値（H26）	目標値（H31）	目標値（H35）
乳児家庭全戸訪問の訪問率	93.3%	95.4%	検討中
妊婦健診の受診率	95.5%	96.9%	検討中

主な取組み

- 妊婦・乳幼児の健診や相談事業などの実施
- 就職に向けた活動の支援
- 周産期医療の充実と分娩取扱医療施設の整備

II-(2) 安心して子育てができる環境づくり

基本的な方向性			
安心して子育てができるようにするため、保護者の仕事と育児の両立を支援するとともに、経済的な負担感の軽減を図ります。			
重要業績評価指標（KPI）	現状値（H26）	目標値（H31）	目標値（H35）
保育園等の待機児童数	0人	0人	検討中
放課後児童クラブ受入可能児童数	1,127人	1,466人	検討中
主な取組み			
<ul style="list-style-type: none"> ● ファミリーサポートセンター の運営 ● 保育所等の運営・施設整備への助成 ● 幼児教育・保育の一体的な提供 ● 放課後児童クラブ の設置 ● 子どもの通院・入院時の医療費の助成 ● 小児救急医療の充実 			

II-(3) 子どもの健やかな成長を支援する

基本的な方向性			
地域・保育所・学校において、育児支援、学習支援・施設整備、相談しやすい環境を整え、子どもの成長につながる機会・体制を充実します。			
重要業績評価指標（KPI）	現状値（H26）	目標値（H31）	目標値（H35）
子育て支援センター・つどいの広場の利用者数（年間）	57,138人	65,000人	検討中
介助員数	76人	85人	検討中
主な取組み			
<ul style="list-style-type: none"> ● 地域子育て支援拠点事業の推進 ● 子どもの相談・生活助言・学習支援や適切な支援へのつなぎ ● 学校施設の各種点検や老朽化した建物・設備の改修 			

重点施策Ⅲ

高齢者がいきいきと暮らすまちづくり

基本的な方向性

いつまでも生きがいを持ち、健康な状態を維持した高齢者を増やす取組みを推進するとともに、認知症や独居の状態になっても地域で支え合い、安心した生活を営めるような環境を整えることを目指します。

数値目標

指標名	現状値（H26）	目標値（H31）	目標値（H35）
要介護認定を受けていない市民の割合（75歳～79歳）	90.3%	90.8%	検討中
高齢者サロン等の参加者数（年間）	43,507人	61,000人	検討中

個別施策

Ⅲ-（1）高齢者が活躍する機会をつくる

基本的な方向性			
長年培った技術や知識を活用できるよう、生涯学習 や地域活動、ボランティア 活動など、様々な形で高齢者の社会参加や地域貢献を支援し、高齢者が生きがいを持ち、社会でいきいきと活躍できる機会を創出します。			
重要業績評価指標（KPI）	現状値（H26）	目標値（H31）	目標値（H35）
地域で奉仕活動等を行っている高齢者の数（年間）	—	14,000人	検討中
町内福祉村 ボランティア登録者数	1,563人	2,100人	検討中
地区公民館の地域人材講師の登録件数	104人	350人	検討中
主な取組み			
<ul style="list-style-type: none">● 高齢者の奉仕活動や地域貢献活動の支援● 住民相互の支え合いや交流活動の活性化の支援● 地域の人材発掘やボランティアの育成・活用			

III-(2) 高齢者の健康づくりを支援する

基本的な方向性			
<p>高齢期になっても介護を必要とせず、健康な心と身体を維持できるような取組みを実施します。また、早期から自分の身体に対する関心を高める取組みを行い、心も身体も健康な状態を維持できるような取組みを進めます。</p>			
重要業績評価指標（KPI）	現状値（H26）	目標値（H31）	目標値（H35）
健康チャレンジリーダー 講習会の修了者数（累計）	—	100人	検討中
主な取組み			
<ul style="list-style-type: none"> ● 健康長寿に向けた取組みの支援 ● 早期の健康意識の啓発 			

III-(3) 地域が高齢者を支える環境をつくる

基本的な方向性			
<p>高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域住民や地元企業など、地域の多様な主体の自主的な活動を支援するとともに、医療機関や介護事業所をはじめとした関係機関の連携を推進し、地域全体で高齢者を支える環境をつくります。</p>			
重要業績評価指標（KPI）	現状値（H26）	目標値（H31）	目標値（H35）
地域包括支援センター を中心に高齢者の支援の体制が整っている地区数	—	検討中	検討中
認知症サポーター 養成講座修了者数（累計）	10,252人	13,800人	検討中
成年後見制度出張講座等参加者数（累計）	270人	2,270人	検討中
主な取組み			
<ul style="list-style-type: none"> ● 地域包括ケアシステム の構築 ● 認知症支援策の充実 ● 成年後見制度 の利用支援や普及・啓発の推進 			

重点施策Ⅳ

安心・安全に暮らせるまちづくり

基本的な方向性

地域の防災・防犯・交通安全活動を支援します。また、災害の被害を最小限に抑えるために、建築物の耐震化や浸水対策等の減災・防災対策に取り組むとともに、犯罪防止や交通安全対策を推進することで、安心・安全なまちづくりを目指します。

数値目標

指標名	現状値（H26）	目標値（H31）	目標値（H35）
地域や団体等が実施する防災訓練数（年間）	302回	332回	検討中
床上浸水が発生している重点対策地区数（年間）	7地区	0地区	検討中
市民が被害に遭いやすい窃盗犯の発生件数（年間）	981件	880件	検討中
交通事故発生件数（年間）	1,265件	970件	検討中

個別施策

Ⅳ-（１）災害に強い地域づくりを推進する

基本的な方向性			
地域住民や地域住民により組織された防災関係団体と行政が協働し、防災意識を高め、自助・共助・公助の連携により災害から身を守ることができる地域づくりを推進します。			
重要業績評価指標（KPI）	現状値（H26）	目標値（H31）	目標値（H35）
多様な避難者に配慮した保存食の種類数	3種類	6種類	検討中
海抜表示板の設置箇所数（累計）	326箇所	480箇所	検討中
総合浸水対策 重点地区の整備進捗率	5%	100%	検討中
主な取組み			
<ul style="list-style-type: none">● 自助・共助・公助の連携などによる地域の減災対策推進● 総合的な浸水対策の推進● 橋りょうなどのインフラ施設の耐震化の推進● 建物の耐震化の促進● 地域と連携した消火体制の強化			

IV-(2) 防犯・交通安全の取組みを支援する

基本的な方向性			
地域住民が主体となった組織の取組みを支援し、防犯・交通安全の意識を高めるとともに、安全な生活環境を整備することで、犯罪の未然防止や事故から身を守ることができる地域づくりを推進します。			
重要業績評価指標（KPI）	現状値（H26）	目標値（H31）	目標値（H35）
市と関係団体による防犯活動数(年間)	13回	22回	検討中
交通安全教室の開催数(年間)	200件	210件	検討中
自転車通行帯の整備率	3%	33%	検討中
主な取組み			
<ul style="list-style-type: none">● 地域防犯活動に対する支援と防犯設備の充実● 交通安全対策の推進● 自転車を利用しやすい環境づくり			

基本計画 第3章

分野別施策

分野別施策 1 「豊かな心と文化をはぐくむまちづくり」

分野別施策 2 「安心して暮らせる支え合いのまちづくり」

分野別施策 3 「自然と人が共生するまちづくり」

分野別施策 4 「活力とにぎわいのあるまちづくり」

基本施策
1-①

子どもの学びを充実する

現状と課題

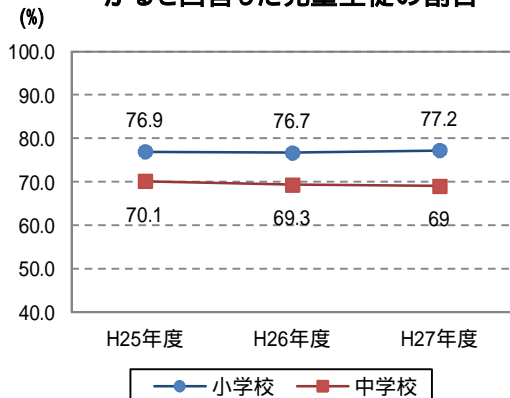
現状

- 子どもたちが変化の激しい社会を生き抜いていくために、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和のとれた育成に努めています。
- 社会的自立の基礎を学ぶことができるよう、子どもの成長や発達の段階に応じて学校、家庭、地域、関係機関などが連携し、効果的に関わることの重要性が高まっています。
- グローバル化・情報化が急速に進み、様々な場面で情報機器を取扱う必要性が多くなるとともに、外国の文化と交流する機会が増えています。

課題

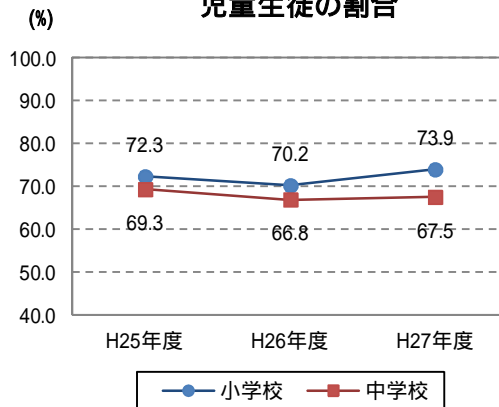
- 基礎的な知識・技能の一層の定着を図るとともに、思考力・判断力・表現力等の育成や主体的に学習に取り組む態度を養うなど「確かな学力」の向上に取り組む必要があります。
- 子どもたちは柔軟で豊かな感性を備えていますが、同時に多様化した社会の中で規範意識や自制心の低下、生活習慣の乱れなどの傾向が指摘されています。
- 情報教育や外国語教育など時代の変化に対応した学びを推進するためには、指導体制の整備・充実が求められています。

授業(国語、算数・数学)の内容がよく分かると回答した児童生徒の割合



(出典:担当課資料)

自分にはよいところがあると回答した児童生徒の割合



(出典:担当課資料)

取組み方針

- 「確かな学力」の向上を図るため、授業改善や学ぶ意欲の向上、学習習慣の確立を目指した取組みを推進します。また、子どもたちが社会的に自立し、たくましく生きていくことができるよう、学びの連続性を意識した教育活動や活力ある学校づくりを推進します。
- 子どもたちが、自己肯定感を高め、多くの人と関わり合い、認め合いながらより良い生き方を求めているよう、学校、家庭、地域、関係機関の更なる連携を推進します。
- 子どもたちが情報活用能力や情報モラルを身につけることができるよう、情報教育を推進します。
- 英語や外国の生活・文化に親しむ機会を創出するとともにコミュニケーション能力等の育成を図り、子どもたちの多様な学びを推進します。

主な事業

- 確かな学力向上の推進、生きる力を育む学校づくりの推進
- 情報教育・外国語教育の推進

成果指標

授業（国語、算数・数学）の内容がよく分かったと回答した児童生徒の割合

現状値	目標値（H31）	目標値（H35）
小 77.2%	小 78.5%	検討中
中 69.0%	中 70.5%	

【備考】現状値は平成 27 年 4 月に調査したもの。（担当課資料）

自分にはよいところがあると回答した児童生徒の割合

現状値	目標値（H31）	目標値（H35）
小 73.9%	小 74.5%	検討中
中 67.5%	中 68.5%	

【備考】現状値は平成 27 年 4 月に調査したもの。（担当課資料）

基本施策
1-②

教育環境を充実する

現状と課題

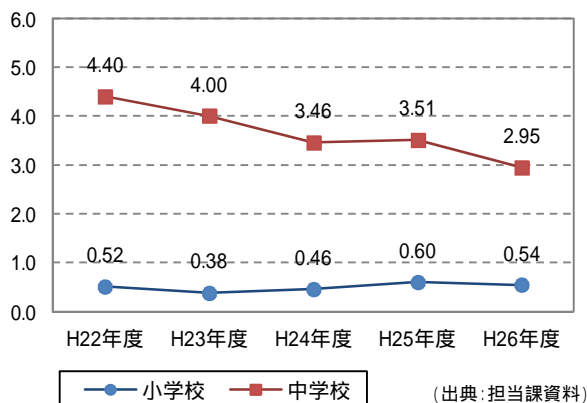
現状

- 子どもたちが健やかな学校生活を送ることができるよう、安全対策を進めています。
- いじめ、不登校、暴力行為などについて、学校と関係機関等が綿密に連携を図りながら解決に努めています。
- 子どもたちや保護者の抱える悩みに対して、きめ細やかな対応や、相談しやすい環境づくりに努めています。
- 経済的な理由で就学が困難な状況にある子どもたちに対して、教育の機会を確保できるよう継続的な支援をしています。
- 学校施設や各種設備について、計画的に改修や修繕を実施しています。

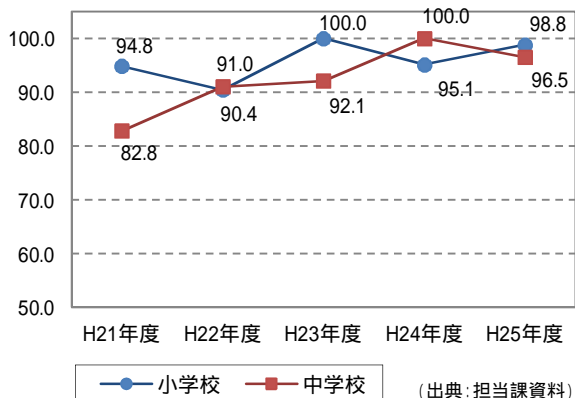
課題

- 子どもの安心・安全の確保や問題行動への対応にあたっては、学校、家庭、地域や関係機関が連携して取り組む必要があり、継続的に機能できるような体制づくりが求められます。
- 特別な支援や配慮が必要な子どもの増加や、様々な悩みや課題を抱えた保護者からの相談が増えています。
- 経済の低迷や家庭環境の変化などから、経済的に困窮している家庭状況にある子どもたちが増えています。
- 築30年を経過した学校施設が7割を超えているため、教育環境改善の促進が求められています。

(%) 不登校児童・生徒の出現率



(%) いじめの解消率



取組み方針

- 地域と連携した環境整備や教育活動における万全な安全対策を図ります。
- いじめ、不登校、暴力行為など子どもたちが抱えている諸問題に対して、スクールカウンセラー やスクールソーシャルワーカー の活用による関係機関との連携など相談・指導体制の強化・充実に努めます。
- 子どもたちが円滑な学校生活を送れるように、個に応じた支援体制を整え、保護者の不安や悩みに対応ができる相談体制を充実します。
- 経済的理由により、就学が困難な子どもたちに対して必要な援助を行います。
- 子どもたちの安心・安全な学校生活と多様な教育ニーズに応えるため、学校施設や設備の計画的な整備を進め、快適な教育環境への改善を図ります。

主な事業

- 子どもの安心・安全対策事業、教育相談体制の充実事業
- 教育活動を支援するスタッフ派遣事業、児童生徒就学援助事業
- 小・中学校施設・設備の整備

成果指標

不登校児童・生徒の出現率

現状値	目標値（H31）	目標値（H35）
小 0.54%	小 0.47%	検討中
中 2.95%	中 2.85%	

【備考】現状値は平成 26 年度中のもの。（担当課資料）

いじめの解消率

現状値	目標値（H31）	目標値（H35）
小 98.8%	小 100%	検討中
中 96.5%	中 100%	

【備考】現状値は平成 25 年度中のもの。（担当課資料）

基本施策
1-③

生涯学習や芸術・文化活動の環境を充実する

現状と課題

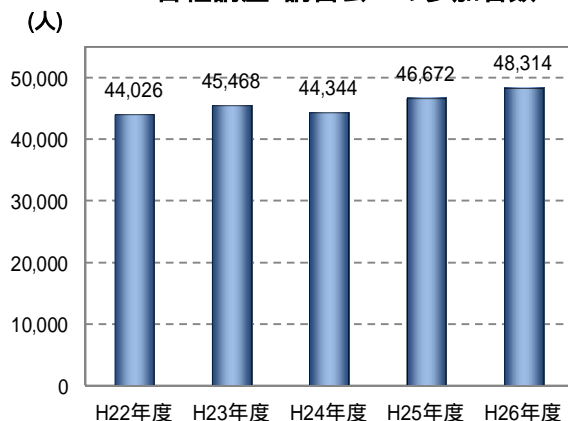
現状

- 生涯学習 に対する市民ニーズに対応し、多くの学習機会を提供するとともに、習得した知識や技能を地域で活かすための環境づくりを進めています。
- 多くの市民が、優れた美術、芸術などに触れることが出来るように、機会を充実するとともに、魅力ある企画や各施設が連携した取組みを進めています。
- 知識、教養や心のゆとりをもたらす芸術・文化活動について、幅広い市民が参加できるような環境づくりに努めています。
- 地域の歴史、風土などを反映した特色ある芸術・文化に触れる機会を提供しています。
- 地域で大切に守り伝えられてきた伝統文化を保護・保存し、将来に向けて継承していく取組みを進めています。

課題

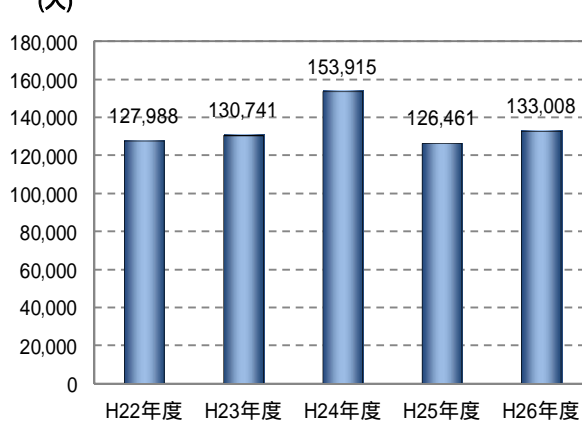
- 市民の価値観や関心・意識が多様化しているため、市民ニーズの的確な把握が難しくなっています。
- 地域の特色ある歴史・芸術・文化資源を更に活用するためには、市民や関係団体との協働が不可欠です。
- 芸術・文化に対する価値観の多様化により、若い世代の民俗芸能への関心・興味が薄れています。
- 市民の生涯学習や芸術・文化活動の拠点となる施設の老朽化が進んでいます。

各種講座・講習会への参加者数



(出典:担当課資料)

博物館・美術館の特別展の観覧者数



(出典:担当課資料)

取組み方針

- 学習情報の提供や発表の場の充実、地域における人材発掘や育成・活用などにより、様々な学習活動を支援するとともに誰もが学習できる機会を充実します。
- 音楽・演劇・美術など芸術・文化活動に関する情報を幅広く発信し、優れた芸術・文化を鑑賞する機会や実践する機会を充実します。
- 地域の特色ある歴史・芸術・文化資源を掘り起こし、それらを活用した魅力的な文化活動を市民とともに展開します。
- 郷土意識を啓発・醸成するため、地域の歴史や文化財の保存・周知を図ります。また、郷土芸能の継承・保存やイベントの開催、後継者の育成などの取組みを進めます。
- 市民の生涯学習や芸術・文化活動の場の安全確保のため、計画的に施設の維持保全や整備を進めます。

主な事業

- 市民の生涯学習活動の推進
- 美術館・博物館展覧会事業
- 地域の特色ある文化資源の活用

成果指標

各種講座・講習会への参加者数（年間）

現状値	目標値（H31）	目標値（H35）
48,314 人	49,000 人	検討中

【備考】現状値は平成 26 年度中のもの。（担当課資料）

博物館・美術館の特別展の観覧者数（年間）

現状値	目標値（H31）	目標値（H35）
133,008 人	138,900 人	検討中

【備考】現状値は平成 26 年度中のもの。（担当課資料）

基本施策
1-④

誰もが気軽にスポーツを楽しむ環境を充実する

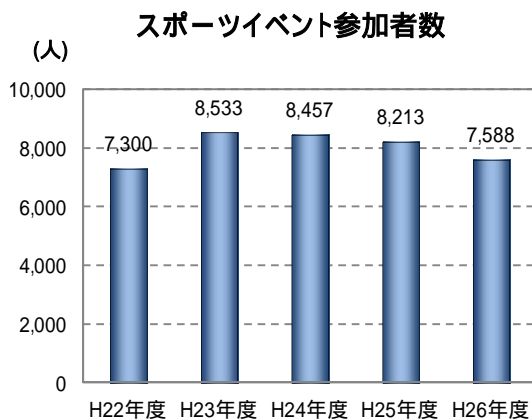
現状と課題

現状

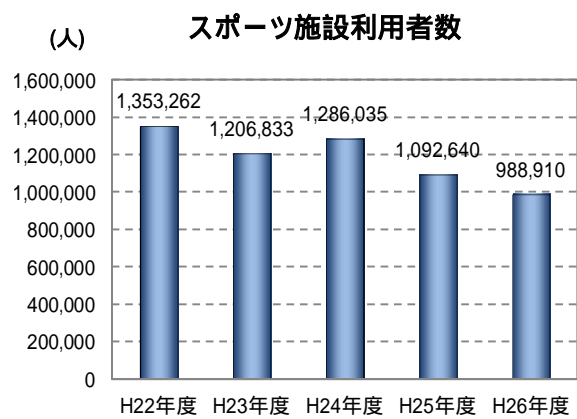
- 競技や遊びとして楽しむスポーツから、体力の向上や健康増進を目的としたスポーツまで、市民のスポーツとの関わり方が多様化しています。
- 地域の特徴ある資源を活かしたスポーツの振興や人材育成、まちづくりを進めています。
- サッカーJリーグを始め、トップスポーツの試合開催を通し、多くの方が本市を訪れています。また、トップスポーツと市民の交流・連携を進めています。
- 2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催が決定し、スポーツへの関心・期待が高まっています。

課題

- 生活習慣や環境の変化により、市民のスポーツに取り組む機会や意欲が減少しており、子どもや高齢者の体力低下、青・壮年期の運動不足による健康への影響が懸念されます。
- 市民、スポーツ関係団体、トップスポーツ、大学、行政などが連携・協力を強化していく必要があります。
- スポーツの活動拠点となる施設の老朽化が進んでいます。
- 2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催を控え、多くの市民が様々な形でスポーツと関われる環境を整える必要があります。



(出典:担当課資料)



(出典:担当課資料)

取組み方針

- 市民の誰もがそれぞれの体力や年齢、目的、身体状況に応じたスポーツ活動を推進します。また、指導者の育成や効率的なスポーツ施設の運営、管理などによってスポーツ・レクリエーションを楽しむ環境を充実します。
- 湘南ベルマーレなどのトップスポーツと交流する事業の開催など、市民が生涯にわたってスポーツ・レクリエーションを親しめる環境を充実します。
- スポーツ活動の場の安全確保のため、計画的に施設の維持保全を進めます。
- スポーツを「する」「観る」「支える」といった様々な形でスポーツに参加できる環境を充実します。

主な事業

- 市民のスポーツ活動の推進
- トップスポーツとの交流事業の開催
- スポーツ環境の充実

成果指標

各種スポーツ大会等参加者数（年間）

現状値	目標値（H31）	目標値（H35）
7,588 人	8,300 人	検討中

【備考】現状値は平成 26 年度中のもの。（担当課資料）

スポーツ施設利用者数（年間）

現状値	目標値（H31）	目標値（H35）
988,910 人	1,307,850 人	検討中

【備考】現状値は平成 26 年度中のもの。（担当課資料）

基本施策
1-⑤

青少年の健全育成を推進する

現状と課題

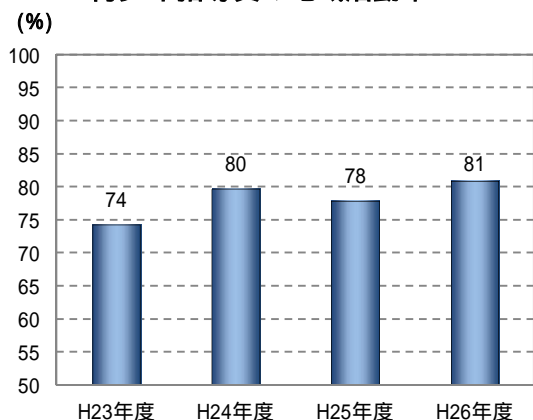
現状

- 次代を担う青少年が心身ともに健やかに成長していくための青少年の健全育成を進めています。
- 青少年の健全育成を地域ぐるみで進めるため、青少年指導員等による地域活動を支援しています。
- 市街地などにおけるパトロールの実施や学校・警察との連携、青少年相談員による相談活動など、青少年の非行化防止の体制の整備を行っています。また、地区保護司会など、更生保護団体の活動を支援しています。

課題

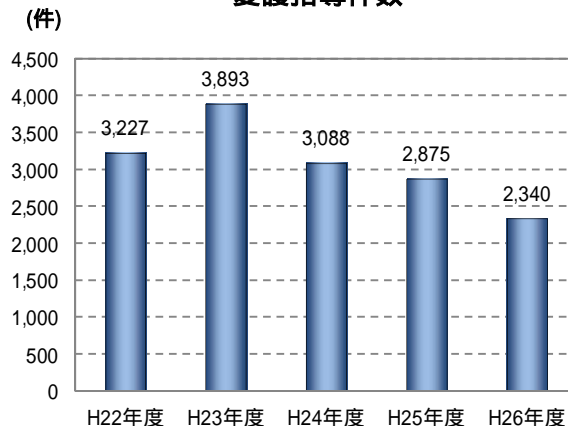
- 価値観の多様化・家族形態の変化や少子化等により、地域活動に積極的に関わる青少年リーダーが不足しています。
- 人と人の繋がり希薄化が感じられる中、地域の視点から青少年に関わる人材も減少傾向にあります。
- 青少年を取り巻く環境が複雑化しており、寄せられる相談の内容も複雑化しています。

青少年指導員の地域活動率



(出典:担当課資料)

愛護指導件数



(出典:担当課資料)

取組み方針

- 地域の活動に積極的に参加できる青少年リーダーを育成するとともに、青少年の豊かな体験を育み、主体的な活動を促す事業を展開します。
- 青少年の健全育成を地域ぐるみで進めるための活動を支援します。
- 青少年の非行化防止のための活動を充実します。また、複雑化する相談に応じるため、相談しやすい環境を整えるとともに、相談業務の質的向上に取り組みます。

主な事業

- 次世代を担う青少年の健全育成活動の推進
- 相談活動による青少年の悩みの早期解消
- 愛護指導 による非行の未然防止と早期指導の推進

成果指標

青少年指導員の地域活動率

現状値		目標値（H31）		目標値（H35）
81%	▶	83%	▶	検討中

【備考】現状値は平成 26 年度中のもの。（担当課資料）

愛護指導件数（年間）

現状値		目標値（H31）		目標値（H35）
2,340 件	▶	2,140 件	▶	検討中

【備考】現状値は平成 26 年度中のもの。（担当課資料）

基本施策
1-⑥

活発な市民の交流を促進する

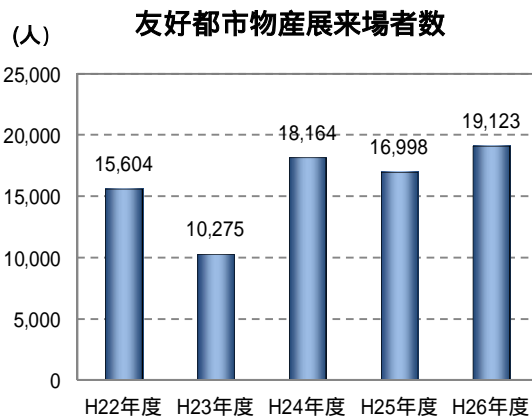
現状と課題

現状

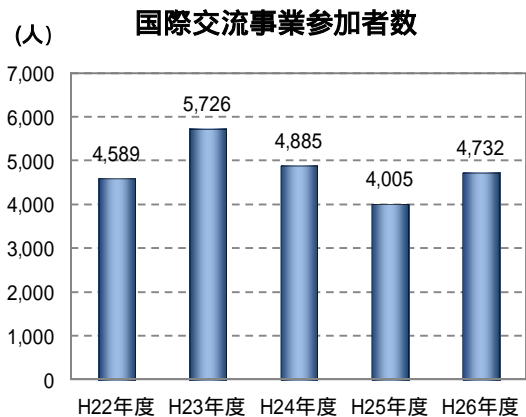
- 友好都市の岐阜県高山市、岩手県花巻市及び静岡県伊豆市との間で、市民ツアー、青少年交流、物産展の開催や七夕まつりにおける郷土芸能披露など各種交流事業等を実施しています。
- 姉妹都市のアメリカ合衆国カンザス州ローレンス市と、市民・青少年交流やホームステイの受入れなどの市民主体の国際交流事業を展開しています。
- 文化・生涯学習、スポーツ、福祉、環境、観光の5つの幅広い分野において、市民、企業、大学等の交流を進めています。

課題

- 友好都市との交流においては、青少年を対象にした事業には多くの参加がある一方、その他の事業にあっては参加者が減少傾向にあります。
- 国際化の進展に伴い、言葉や文化・生活習慣の異なる外国籍市民が暮らしやすい多文化共生社会に向けた取組みが求められています。
- 市民、企業、大学等が相互に発展し、心豊かな地域社会が形成されるためには、企業、大学の持つ知識やノウハウを活かした一層の連携が求められています。



(出典:担当課資料)



(出典:担当課資料)

取組み方針

- 友好都市を中心とした都市間交流を深めるため、市民が参加しやすく、魅力のある交流事業や友好都市の認知度を上げるための物産展等を展開します。
- ローレンス市との交流を中心に、市民主体の国際交流事業を推進します。
- 市民と外国籍市民との交流事業の実施や日本語教室などの支援を行い、多文化共生社会への実現に向けた取組みを進めます。
- 学術・文化・スポーツを始めとした多様な分野において、企業や大学による地域活動への参加などを展開し、市民との交流を進めます。

主な事業

- 友好都市との交流の推進
- 国際交流活動の推進
- 市民・大学交流の推進

成果指標

友好都市物産展来場者数（年間）

現状値	目標値（H31）	目標値（H35）
19,123 人	19,500 人	検討中

【備考】現状値は平成 26 年度中のもの。（担当課資料）

国際交流事業参加者数（年間）

現状値	目標値（H31）	目標値（H35）
4,732 人	5,000 人	検討中

【備考】現状値は平成 26 年度中のもの。（担当課資料）

市民・大学交流委員会主催の事業数（年間）

現状値	目標値（H31）	目標値（H35）
14 事業	16 事業	検討中

【備考】現状値は平成 26 年度中のもの。（担当課資料）

基本施策
1-⑦

平和意識の普及・啓発を推進する

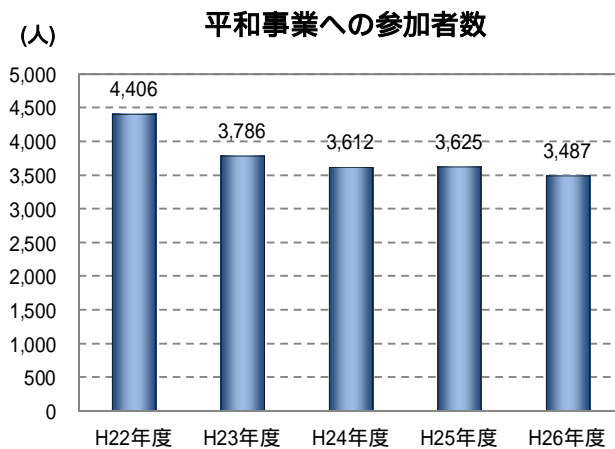
現状と課題

現状

- 本市では、市民とともに核兵器廃絶と世界の恒久平和の実現を願い、昭和60年(1985年)12月20日に、「核兵器廃絶平和都市宣言」を行いました。
- 「市民平和の夕べ」、「市民キャンペーン」、「市民広島派遣」の3つの事業を市民と協働実施しているほか、空爆や被爆の体験をきく会、各種パネル展を開催し、市民に平和の尊さ、大切さを伝えています。

課題

- 平和に関する事業への市民の参加者数が伸び悩んでいます。
- 時の経過とともに戦争体験の風化が進み、また、戦争体験者が高齢化していく中で、戦争を知らない市民が増えています。



(出典:担当課資料)

取組み方針

- 核兵器廃絶平和都市宣言の理念に基づき、平和を願う心が市民一人一人に根付いていくように、また次代の子どもたちにつないでいけるように、継続的に平和の尊さや大切さを伝えるなど、平和意識の普及・啓発を行います。

主な事業

- 平和意識の普及・啓発

成果指標

平和事業への参加者数（年間）		
現状値	目標値（H31）	目標値（H35）
3,487 人	4,000 人	検討中

【備考】現状値は平成 26 年度中のもの。（担当課資料）

基本施策
1-⑧

人権尊重・男女共同参画を推進する

現状と課題

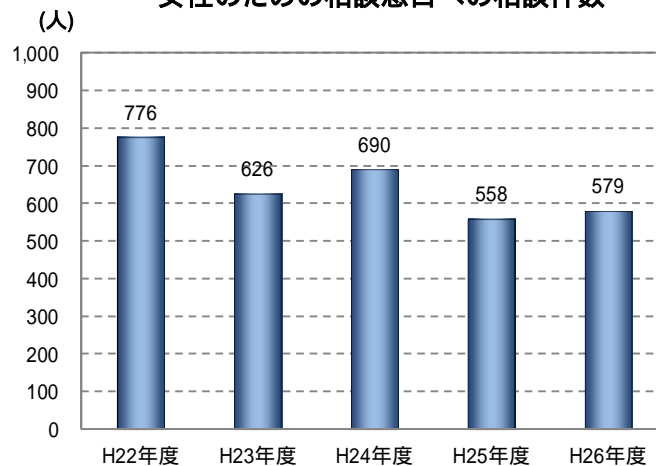
現状

- 障がいのある人、高齢者、女性などに対する人権侵害が存在すると、多くの人が感じています。
- 女性の人権を守るために必要なこととして、「女性のための相談・支援体制を充実させる」ことが求められています。
- 男女平等の意識として、政治、社会通念・慣習・しきたり、職場、家庭において、多くの人が男性優遇と感じています。

課題

- 一人一人が人権課題を社会全体の課題として考え、人権尊重の理念に対する理解を深める必要があります。
- 女性のための相談窓口に寄せられる、相談内容が複雑化しています。
- 女性の社会参画が進み、女性の活躍する姿が様々な場面で見られるようになりましたが、男性と比較すると依然として少ない状態です。

女性のための相談窓口への相談件数



(出典:担当課資料)

取組み方針

- 日常生活において人権尊重の意識が定着し、人権について正しい理解が進むように、様々な機会を活用し、効果的な意識啓発を進めます。
- 女性からの不安や悩みなどを解決へと導くため、関係機関との連携を深め、相談体制のさらなる充実を図ります。
- 男女それぞれが自らの意思によって、あらゆる分野の活動に参画でき、性別にとらわれず個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するための環境づくりを進めます。

主な事業

- 人権意識の普及・啓発
- 男女共同参画の推進
- 女性の人権尊重の推進

成果指標

人権事業への参加者数（年間）

現状値	目標値（H31）	目標値（H35）
123人	300人	検討中

【備考】現状値は平成26年度中のもの。（担当課資料）

市審議会等における女性委員割合

現状値	目標値（H31）	目標値（H35）
26.0%	33.0%	検討中

【備考】現状値は平成27年4月1日現在のもの。（担当課資料）

基本施策
2-①

子育て支援を充実する

現状と課題

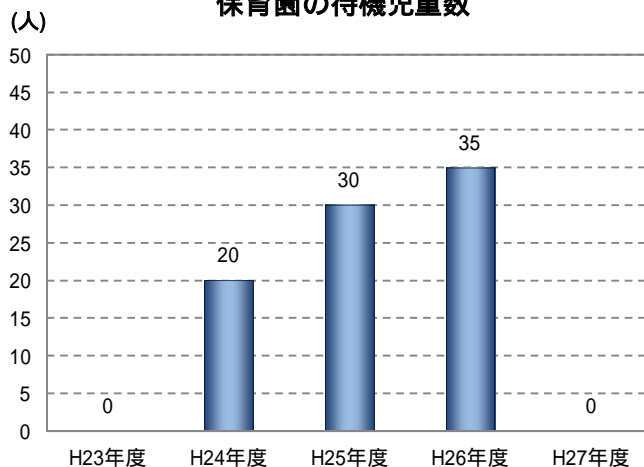
現状

- 「子ども・子育て関連3法」が成立し、認定こども園 制度の改善や地域の子ども・子育て支援の充実などが定められました。
- 保育所や放課後児童クラブに加え、地域で子どもを見守り、子育てを行えるような環境の整備を行っています。
- 障がいのある子どもや発達に課題のある子どもが増加傾向にあり、それに伴う相談件数も増加しています。
- 子どもの健やかな成長のためには、母子ともに健康であることが必要であり、病後児の保育や、安心して医療にかかることができる環境が求められています。

課題

- 保護者の就労形態の多様化による保育需要の高まりから、待機児童が発生しています。
- 子育てに不安感や孤立感を感じる保護者が増える一方、相談や支援に関わる人材が不足しています。
- 様々なライフスタイルや保護者の多様な就労形態を受け、一時預かりや病後児保育など、保育ニーズが多様化しています。
- 病気や怪我を負った際にも安心して子育てができるよう、医療費の助成を行い、保護者の経済的負担を軽減することが必要です。

保育園の待機児童数



(出典: 担当課資料)

[備考] 待機児童数は、毎年度4月1日現在のもの

取組み方針

- 待機児童の解消のため、認定こども園の整備を進めるとともに、民間保育所や放課後児童クラブの保育環境の改善を推進します。
- 「放課後子ども総合プラン」の趣旨にのっとり、子どもたちが放課後等を安心・安全に過ごし、様々な体験や活動を行うことができる取組みを推進します。
- 子どもの安定した情緒や豊かな人間性を育むためにも、乳幼児期の「愛着形成」が重要であることから、家庭や地域で愛情を持って子育てが行える環境づくりを推進します。
- 市、学校、児童相談所などの関係機関が連携し、支援の切れ目がなく、きめ細やかな対応ができる体制づくりを推進します。
- 特別保育の実施や小児医療費助成の対象を拡大することにより、子育てに係る経済的負担の軽減を図り、安心して子育てができる環境づくりを進めます。

主な事業

- 子育て支援サービスの充実
- 子育てに係る相談体制の充実
- 子育て世帯への経済的支援

成果指標

保育園の待機児童数

現状値	目標値（H31）	目標値（H35）
0人	0人	検討中

【備考】現状値は平成27年4月1日現在のもの。（担当課資料）

放課後児童クラブの待機児童数

現状値	目標値（H31）	目標値（H35）
2人	0人	検討中

【備考】現状値は平成27年4月1日現在のもの。（担当課資料）

基本施策
2-②

健康づくりを推進する

現状と課題

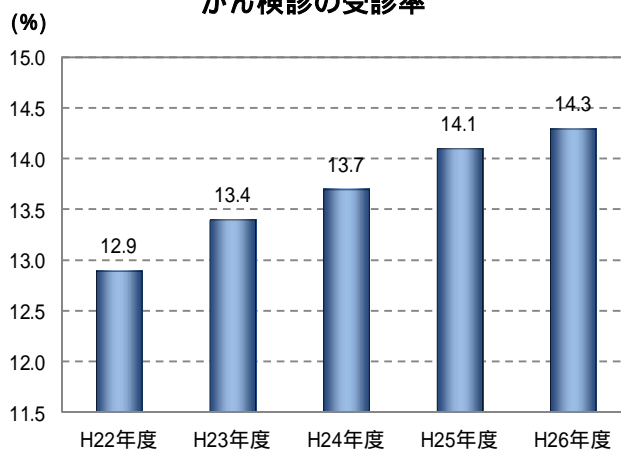
現状

- 生活環境の変化や高齢化の進展に伴い、疾病に占める生活習慣病の割合が増えています。
- 生活習慣病の発症と重症化予防を重視した健康づくり施策を展開しています。
- 豊かな人間性を育むとともに、生涯にわたって心身ともに健康な生活が送れるよう、食を通じた子どもの健全育成が求められています。
- 住み慣れた地域で医療・介護などのサービスを受けられる環境が求められている中、地域の拠点病院の重要性が高まっています。

課題

- 働き盛り世代である、40～50歳代の平塚市国民健康保険特定健康診査・特定保健指導の利用状況が他の年代と比較すると低い傾向にあります。
- 市民が病気や自分の身体に対して高い関心を持っている一方で、健診等の受診率は低く、早期に生活習慣の改善や健康づくりに取り組む意義が十分に理解されていません。
- 朝食を食べない子どもが増える傾向にあります。また、食育はすべての人にとって重要であるにも関わらず、人々の関心は高いとは言えません。
- 市民に良質な医療が提供できるよう、計画的かつ効率的に医療環境を整備する必要があります。

がん検診の受診率



(出典: 担当課資料)

取組み方針

- 生活習慣病の発症予防、重症化予防の重要性を周知するとともに、各種健診や特に働き盛り世代の特定健康診査・特定保健指導の利用を促進し、病気の早期発見や生活習慣の改善を行うきっかけづくりを推進します。
- 健康に関する講座の開催や正しい健康意識に関する情報の発信により、市民の健康に対する意識啓発を推進します。
- 地域の食文化や農業・漁業に触れながら、バランスの取れた食生活・食習慣を身につけるための教育活動を推進します。
- 地域に根ざした良質な医療を提供するため、医療環境の整備を推進します。

主な事業

- 生活習慣病の早期発見、早期治療に向けた各種健診の実施
- 生活習慣病の発症及び重症化予防
- 食に関する教育活動の推進
- 地域医療体制の充実

成果指標

がん検診の受診率

現状値	目標値（H31）	目標値（H35）
14.3%	16.5%	検討中

【備考】現状値は平成 26 年度中のもの。（担当課資料）

特定健康診査（こくほの健診）の受診率

現状値	目標値（H31）	目標値（H35）
31.5%	39.0%	検討中

【備考】現状値は平成 26 年度中のもの。速報値（担当課資料）

基本施策
2-③

地域福祉を充実する

現状と課題

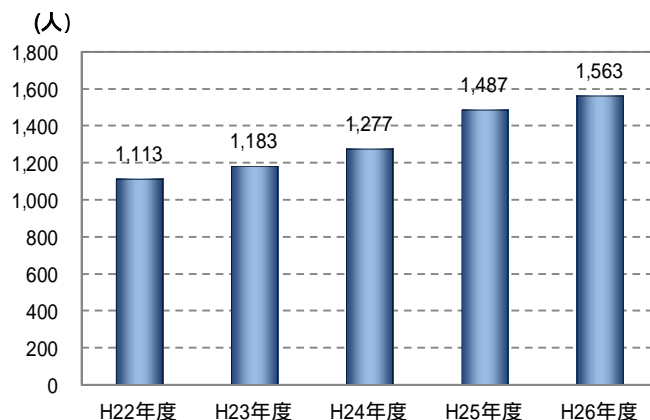
現状

- 高齢者や障がい者など支援を必要とする人であっても、住み慣れた地域でその人らしく暮らすことができるよう、市民参加による「地域のささえあい」活動が展開されています。
- 高齢者や障がい者などが安心して地域で生活できるよう、財産や権利を守る仕組みづくりが進められています。
- 自殺を個人の問題ではなく社会の問題として捉え、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現に向け、命を守る取組みが進められています。
- 生活困窮者自立支援法 が施行され、生活困窮者に対し、地域、行政、関係機関の連携した支援が求められています。

課題

- 住み慣れた地域で安心して暮らすためには、多くの市民や地区社会福祉協議会など、多様な主体の積極的な活動が必要ですが、高齢化の進展に伴い、将来的な地域の担い手不足が懸念されています。
- 高齢者や障がい者などの内、判断能力が十分ではない人の権利を守るための成年後見制度 の利用支援が十分ではありません。
- 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す上で、関係機関との連携体制の強化、適切な支援へつなくことのできる人材養成が十分ではありません。
- 雇用形態の多様化や厳しい経済情勢などを背景に、生活困窮に至るリスクの高い人々や稼働年齢層 を含む生活保護受給者が増加しています。

町内福祉村ボランティア登録者数



(出典: 担当課資料)

取組み方針

- 市民の力、(地区)社会福祉協議会などの福祉活動団体の力、市の取組みを束ね、地域における支え合いを重視したまちづくりを推進します。
- 成年後見制度の利用支援や虐待の防止、差別の解消などを通じ、高齢者や障がい者の権利擁護を推進します。
- 関係機関との連携を強化するとともに、悩みや困りごとを抱えている人に気づき、声をかけ、話を聴き、適切な支援へつなぐ「ゲートキーパー」の養成などを推進します。
- 関係機関が連携し、生活保護世帯や生活困窮世帯の就労や社会参加のための支援などを行うことにより、当該世帯の経済的自立のみならず、日常生活における自立や社会生活における自立を促進します。

主な事業

- 町内福祉村 事業の推進
- 成年後見制度の利用支援
- 自殺対策の推進
- 生活保護世帯・生活困窮世帯に対する支援

成果指標

町内福祉村ボランティア*登録者数

現状値	目標値 (H31)	目標値 (H35)
1,563 人	2,100 人	検討中

【備考】現状値は平成 27 年 3 月 31 日現在のもの。(担当課資料)

成年後見制度出張講座等参加者数(累計)

現状値	目標値 (H31)	目標値 (H35)
270 人	2,270 人	検討中

【備考】現状値は平成 27 年 3 月 31 日現在のもの。(担当課資料)

ゲートキーパー養成者数(累計)

現状値	目標値 (H31)	目標値 (H35)
1,619 人	2,600 人	検討中

【備考】現状値は平成 27 年 3 月 31 日現在のもの。(担当課資料)

基本施策
2-④

高齢者福祉を推進する

現状と課題

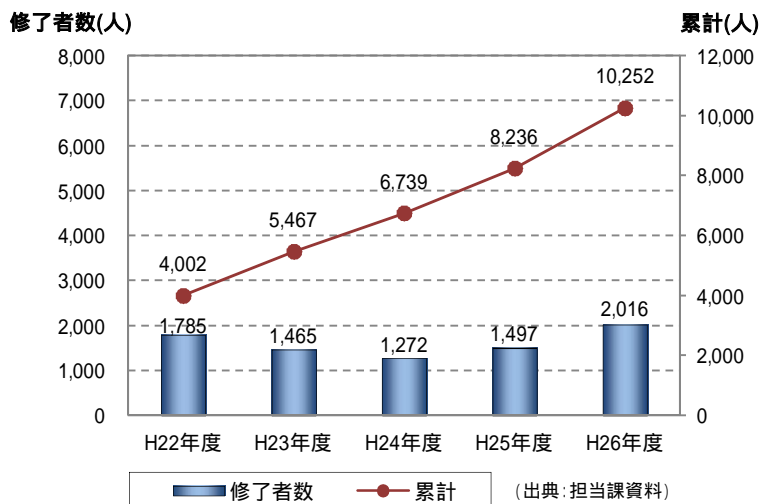
現状

- 平成27年1月現在、本市ではおよそ4人に1人が高齢者になっています。また、平均寿命の延伸や人口の多い世代が高齢人口に加わることを受け、今後もさらに高齢化が進展すると見込まれます。
- 健康寿命と平均寿命に差があることから、高齢期になっても心と身体が健康な状態を維持できるような取組みが求められています。
- 高齢者が住み慣れた地域で、安心していきいきと暮らせるまちの実現を目指すための取組みを進めています。

課題

- 市民の誰もが、地域における高齢者やその家族を支える一員であるという意識の広がりが必要です。また、介護が必要な高齢者が今後も増加することが予想される中、介護する家族の負担の増加や介護人材の不足が懸念されています。
- 高齢期になっても健康であるため、若い頃から地域や家庭で自主的に健康づくりに取り組んでいくという、一人一人の意識が必要です。
- 独居などの理由により不安を抱える高齢者が増える中、地域住民・企業等による見守りや成年後見制度の活用など、高齢者の権利を守る取組みを強化することが必要です。

認知症サポーター 養成講座の修了者数



取組み方針

- 高齢者が住み慣れた地域で安心していきいきと暮らし続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築に努め、在宅医療や介護保険サービスの充実を図るとともに、医療・介護の連携を推進します。
- 健康で生きがいに満ちた生活を楽しむことができるよう、高齢期になっても介護を必要とせずに元気であるための取組みを一層促進します。
- 孤立防止や権利擁護のための施策を充実し、高齢者の命と権利が互いに守り守られる福祉のまちづくりを推進します。

主な事業

- 地域包括ケアシステムの構築
- 高齢者の生きがいの創出と健康長寿へのチャレンジ
- 認知症支援策の推進
- 介護保険サービスの充実

成果指標

健康チャレンジリーダー*の人数（累計）

現状値		目標値（H31）		目標値（H35）
—	▶	100人	▶	検討中

【備考】目標値は当該年度末時点のもの。（担当課資料）

認知症サポーター養成講座の修了者数（累計）

現状値		目標値（H31）		目標値（H35）
10,252人	▶	13,800人	▶	検討中

【備考】現状値は平成27年3月31日現在のもの。（担当課資料）

基本施策
2-⑤

障がい者福祉を推進する

現状と課題

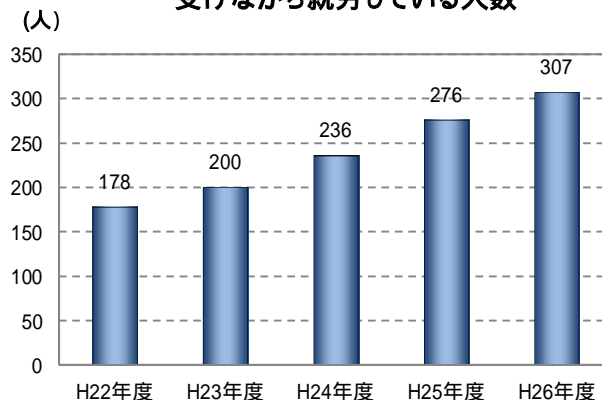
現状

- 障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することが求められています。
- 「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」が批准され、障がいの有無に関わらず、誰もが人格と個性を尊重し、支え合う共生社会の実現が求められています。
- 障がい者の法定雇用率の引き上げや障がい者の就労意欲の高まりなどにより、一般就労する障がい者数が増加傾向にあります。

課題

- 高齢化などを要因とした、障がいの重度化・多様化が進むとともに、障がい者数も年々増加しています。それに伴い、在宅サービスなどの利用も増加傾向にあり、サービスを提供する人員が不足しています。
- 障がい者差別の解消や虐待防止に関する法整備が進む一方、障がい者に対する理解や配慮が十分ではありません。
- 障がいの有無に関わらず就労できるような、就労支援のメニューや障がい特性に応じた労働環境の整備が十分ではありません。

ひらつか就労援助センターの支援を受けながら就労している人数



(出典:担当課資料)

取組み方針

- 安定した在宅サービスの提供や相談体制の充実により、障がい者が地域で生活するための支援を推進します。
- 障がい者差別の解消に向けた相談対応体制を確立し、障がい者の社会参加や暮らしやすい生活環境づくりを進めます。
- 実習機会の拡充や障がい者の就労を促進するための取組みを推進します。

主な事業

- 障がい者の地域生活支援の充実
- 障がい者の相談支援体制の充実
- 障がい者の就労支援の促進

成果指標

在宅福祉サービス利用者数（年間）

現状値		目標値（H31）		目標値（H35）
2,769 人	▶	3,050 人	▶	検討中

【備考】現状値は平成 26 年度中のもの。（担当課資料）

ひらつか就労援助センターの支援を受けながら就労している人数（年間）

現状値		目標値（H31）		目標値（H35）
307 人	▶	350 人	▶	検討中

【備考】現状値は平成 26 年度中のもの。（担当課資料）

基本施策
2-⑥

コミュニティ活動を促進する

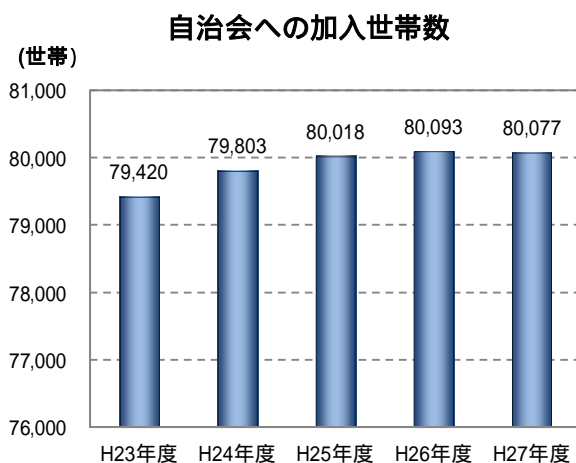
現状と課題

現状

- 自治会を中心とした地域住民が連携し、防犯・防災・環境など様々な分野で、安心・安全な住みよいまちづくりを目指した活動を展開しています。
- 市民活動を支援する拠点であるひらつか市民活動センターにおいて、市民活動団体などへの支援を行うとともに、より多くの市民が市民活動に参加していくための環境づくりを進めています。
- 自治会などの地域活動や市民活動団体の課題解決に向けた活動、事業者の社会貢献活動などの多くの活動が独自に展開されています。

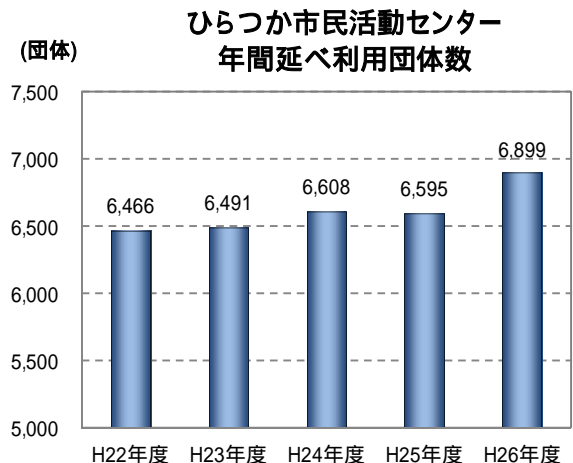
課題

- 少子高齢化や核家族化の進行などにより自治会などの地域活動への関心の低下傾向が見られ、担い手不足や役員の固定化などが懸念されています。
- 市民活動団体数は増加傾向にあるものの、活動や組織体制に課題を持つ団体があります。
- 多様化・複雑化する地域課題に対応していくためには、自治会や市民活動団体、事業者など様々な団体間の連携が必要になりますが、それぞれが有する人材や情報、ノウハウが相互に活かされていない状況です。



(出典:担当課資料)

【備考】加入世帯数は、毎年度4月1日現在のもの



(出典:担当課資料)

取組み方針

- 市民一人一人が「自らの地域は自らつくる」という意識を持って、住みよいまちづくりを進めるための地域課題などを主体的に解決する取組みを支援します。
- コミュニティ活動 を担う自治会や市民活動団体など、団体の組織基盤の強化を図るための取組みを行うとともに、コミュニティ活動に携わる人材の育成やすそ野の拡大を進めます。
- コミュニティ活動の活性化による地域課題の円滑な解決に向け、自治会を中心とした地域の組織や市民活動団体、事業者など様々な活動団体の交流や連携を促進します。

主な事業

- 地域自治の推進
- 市民活動の推進

成果指標

自治会への加入世帯数

現状値		目標値（H31）		目標値（H35）
80,077 世帯	▶	80,400 世帯	▶	検討中

【備考】現状値は平成 27 年 4 月 1 日現在のもの。（担当課資料）

ひらつか市民活動センター年間延べ利用団体数（年間）

現状値		目標値（H31）		目標値（H35）
6,899 団体	▶	7,100 団体	▶	検討中

【備考】現状値は平成 26 年度中のもの。（担当課資料）

基本施策
2-⑦

防災対策を強化する

現状と課題

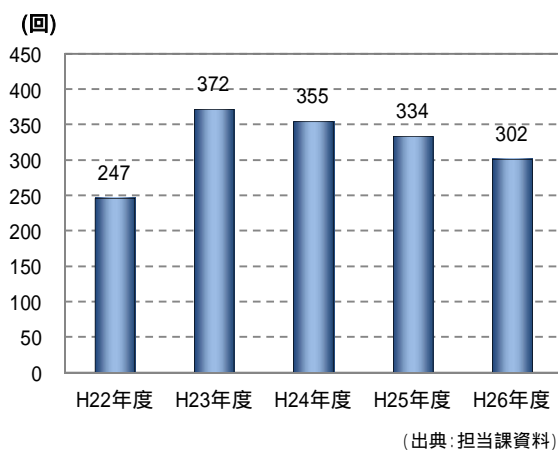
現状

- 大規模地震、津波、風水害や火山噴火などの自然災害に対する市民の防災意識が高まっています。
- 県による津波浸水予測に基づき、津波避難ビル 指定や海拔表示板 を設置するとともに、津波避難ビルを活用した津波避難訓練、及び海浜利用者を対象とした津波対策訓練を実施しています。
- 防災気象情報システム を活用した迅速な気象情報等の提供を行っています。また、災害ハザードマップ を活用した地域との連携による訓練などを通じ、警戒避難体制の充実を進めています。
- 自主防災組織 の実践的、効果的な発災初動期における訓練を実施しています。また、防災関係機関との連携・協力体制による大規模災害を想定した総合防災訓練を実施しています。
- 避難所等への備蓄を進めるとともに、企業等との災害時協定による物資の確保を図っています。

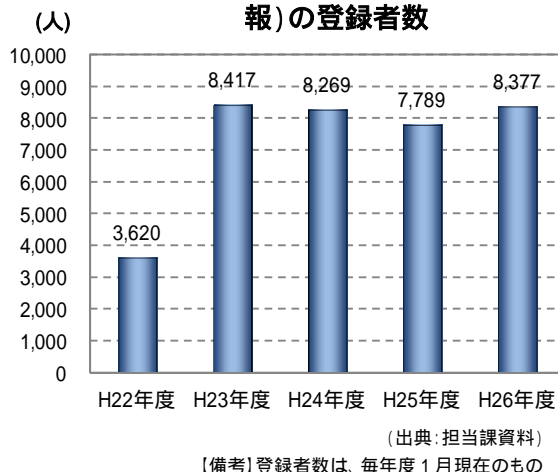
課題

- 自然災害が発生した際には、自助・共助 による発災初動期の対応が重要であり、自主防災組織の風水害時などでの主体的な活動を高めていくことが必要です。
- 避難者に対する備蓄品が確保されてきていますが、より細かなニーズに対して十分に対応できるようにしていく必要があります。

地域や団体等が実施する防災訓練数



ほっとメールひらつか(地震風水害情報)の登録者数



取組み方針

- 災害ハザードマップなどの活用による防災訓練の充実や、地域や事業所、関係機関との連携により自然災害に対する防災・減災 の取組みを充実します。
- 自主防災組織や関係機関と連携した実践的な防災訓練の強化・充実を推進し、自主防災組織への防災訓練や防災資機材の整備を支援します。
- 長期保存食や避難所用の照明器具などの他、女性の視点や、子ども、高齢者等に配慮した生活必需品などの備蓄を拡充します。

主な事業

- 地域の減災対策の推進
- 防災訓練強化の推進
- 災害用備蓄の拡充
- 地震・津波・風水害対策の推進

成果指標

地域や団体等が実施する防災訓練数（年間）

現状値		目標値（H31）		目標値（H35）
302 回	▶	332 回	▶	検討中

【備考】現状値は平成 26 年度中のもの。（担当課資料）

ほっとメールひらつか（地震風水害情報）の登録者数

現状値		目標値（H31）		目標値（H35）
8,377 人	▶	9,000 人	▶	検討中

【備考】現状値は平成 27 年 1 月現在のもの。（担当課資料）

基本施策
2-⑧

災害に強いまちづくりを推進する

現状と課題

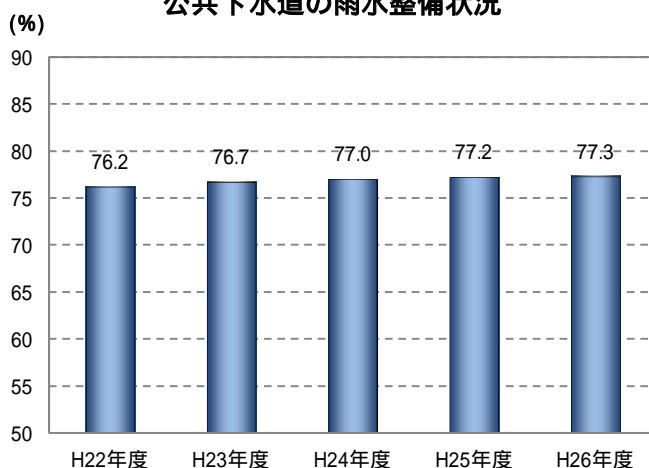
現状

- 本市は、東海地震、南海トラフ地震及び首都直下地震が発生した際に、災害が生じる恐れがある地域として、対策を推進強化すべき地域に指定されています。
- 市街化の進展や近年増加している局所的な集中豪雨により、公共下水道の雨水排除能力を超える新たな浸水が生じています。

課題

- 最大震度が7クラスの大正型関東地震などによる被害が想定されるため、橋りょうや公共下水道などの市民生活に欠かせないインフラ施設の段階的かつ計画的な耐震対策を図る必要があります。
- 旧耐震基準による建物の耐震化を促進する必要があります。
- 公共下水道の雨水整備は計画的に進められており、その整備率は高くなっているものの、今後は局所的な集中豪雨による被害を軽減する必要があります。

公共下水道の雨水整備状況



(出典:担当課資料)

取組み方針

- 重大な被害を及ぼす自然災害への対応として、橋りょうや公共下水道などのインフラ施設の耐震化を推進するとともに、建物の耐震化に関する普及啓発を進めます。
- 過去の浸水被害や内水ハザードマップ で浸水が予測される区域などにおいて、自助・公助 を効果的に組み合わせた総合的な浸水対策を進めます。

主な事業

- 橋りょうの耐震化の推進
- 公共下水道施設の耐震化の推進
- 建物の耐震診断・補強工事に関する助成
- 総合的な浸水対策の推進

成果指標

緊急輸送路*等にかかる橋りょうの耐震化進捗率

現状値	目標値 (H31)	目標値 (H35)
50%	70%	検討中

【備考】現状値は平成 27 年 3 月 31 日現在のもの。(担当課資料)

国道に埋設されている公共下水道施設の耐震化進捗率

現状値	目標値 (H31)	目標値 (H35)
13%	29%	検討中

【備考】現状値は平成 27 年 3 月 31 日現在のもの。(担当課資料)

建物の耐震化に関する補助制度周知数(年間)

現状値	目標値 (H31)	目標値 (H35)
8 回	15 回	検討中

【備考】現状値は平成 26 年度中のもの。(担当課資料)

土のうステーション*の設置数

現状値	目標値 (H31)	目標値 (H35)
9 箇所	12 箇所	検討中

【備考】現状値は平成 27 年 3 月 31 日現在のもの。(担当課資料)

基本施策
2-⑨

日常生活の安心・安全を高める

現状と課題

現状

- 平塚市防犯協会や平塚警察署などと連携した防犯キャンペーンやパトロールなどの地域安全運動を実施しています。
- 防犯街路灯の整備や、平塚駅周辺に防犯カメラを設置することで、市民が安心感を実感できる環境づくりを進めています。
- 市民が安心・安全に暮らせるよう、交通安全対策や、消費生活相談 等の開催による消費者被害の防止などに取り組んでいます。

課題

- 市内における犯罪発生件数は減少傾向にありますが、県内の他の地域に比べ窃盗犯の発生件数が多くなっています。
- 市内の交通事故の発生件数は減少していますが、県内では依然、多い状況となっています。
- インターネット取引の簡易化や拡大など消費生活を取り巻く環境が、大きくかつ速い展開で変化する中、消費者の知識・経験不足につけ込む様々な悪質商法が発生しています。

平塚市消費生活センターに相談のあった件数



(出典:担当課資料)

取組み方針

- 窃盗犯の抑止を重点に、地域が取り組む防犯活動を支援するとともに、防犯設備の設置を進めることで、犯罪が起きにくい地域づくりを進めます。
- 関係機関と連携して交通安全運動などを展開し、高齢者をはじめとした幅広い年齢層の交通事故防止に取り組みます。
- 消費者被害を未然防止するよう、社会情勢に対応した情報提供等を行うとともに、消費者への啓発活動の推進や消費者意識の向上を図ります。

主な事業

- 地域防犯活動に対する支援と防犯設備の充実
- 交通安全対策の推進
- 消費者啓発・教育の推進

成果指標

市民が被害に遭いやすい窃盗犯の発生件数（年間）

現状値	目標値（H31）	目標値（H35）
981 件	880 件	検討中

【備考】現状値は平成 26 年中のもの。（平塚警察署資料）

交通事故発生件数（年間）

現状値	目標値（H31）	目標値（H35）
1,265 件	970 件	検討中

【備考】現状値は平成 26 年中のもの。（担当課資料）

消費生活相談において消費者自らが相手方と交渉できるよう助言した件数の割合

現状値	目標値（H31）	目標値（H35）
75%	82%	検討中

【備考】現状値は平成 26 年度中のもの。（担当課資料）

基本施策
2-⑩

消防・救急体制を強化する

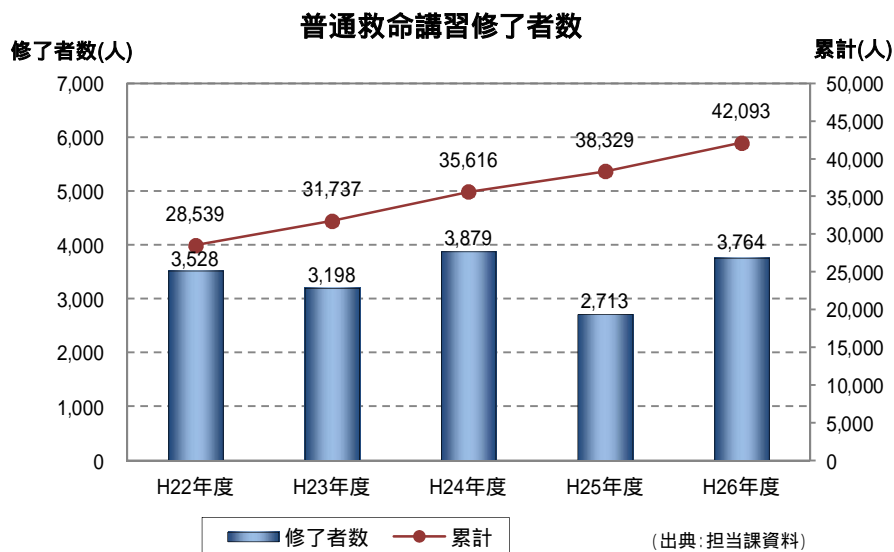
現状と課題

現状

- 消防訓練施設を併設した消防庁舎を整備するなど、消防職員の技術向上と災害時における消防力の充実強化を図っています。
- 消防本部、消防団及び地域が連携し、災害から生命・身体・財産を守る防火意識などの高揚を進めています。
- 大規模地震、風水害及び火山災害など多様化する災害への対応が求められています。

課題

- 救急車の要請件数が、年々増加傾向にあります。
- 消防庁舎など、築30年を経過した消防施設が4割を超えており、施設の老朽化が進んでいます。
- 高齢化の進展に伴い、災害時における配慮が必要な高齢者が増加しています。
- 大規模災害時における迅速な対応や、地域に適した対応を図るため、行政と市民の連携が必要です。



取組み方針

- 災害時の拠点となる消防庁舎の補強や消防車・救急車を含めた資機材等の整備など、被害を最小限に抑える防災拠点の整備を進めます。
- 消防訓練や各種講習会を開催し、消防・救急に関する知識を広めることで、自主的な災害対応力の向上を目指します。
- 大規模災害への備えとして、地域と連携した住宅密集地等の消火体制の強化や、火災予防の意識啓発を行うなど、災害に強いまちづくりを推進します。

主な事業

- 消防庁舎・消防車両等の整備
- 災害対応知識の普及・啓発
- 住宅火災による人的被害の軽減

成果指標

住宅用火災警報器設置率

現状値	目標値（H31）	目標値（H35）
83%	85%	検討中

【備考】現状値は平成27年6月1日現在のもの。（総務省消防庁資料）

普通救命講習修了者数（累計）

現状値	目標値（H31）	目標値（H35）
42,093人	52,000人	検討中

【備考】現状値は平成27年3月31日現在のもの。（担当課資料）

基本施策
3-①

環境にやさしいまちづくりを推進する

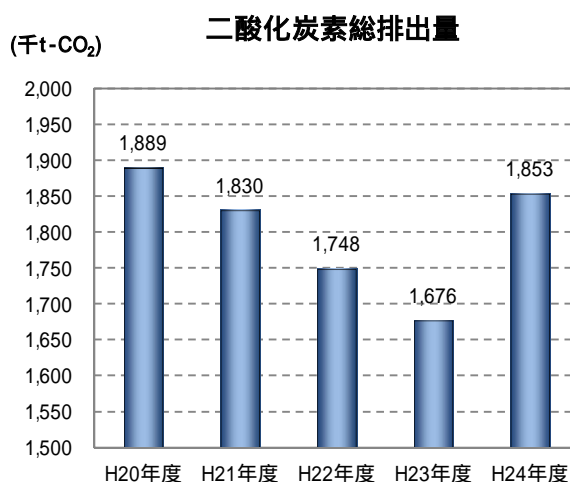
現状と課題

現状

- 温室効果ガス排出量 の削減に向けて、国際的な取組みが求められる中、本市においても市民・事業者・行政が一体となった地球温暖化対策を推進しています。
- 本市の二酸化炭素排出量 は、平成 20 年度以降、減少傾向が続いていましたが、平成 24 年度には、全国の総発電量のうち火力発電の比重が増えたことで、1,853 千 t-CO₂ となり、平成 23 年度から大きく増加しています。
- 事業者による環境負荷 の低減に向けた活動や法令遵守の徹底を促進し、生活環境の保全を図っています。

課題

- 本市の二酸化炭素排出量は、産業部門が最も多く、また、総排出量に占める家庭などからの排出量の割合も高まっています。
- 市民や事業者の日常的なエネルギー消費が、二酸化炭素の排出の大きな要因となっていることから、それぞれの自律的、自主的な地球温暖化対策が求められています。
- 大気や水質環境の改善が見られるものの、光化学オキシダント や微小粒子状物質等については、環境基準が達成されていません。



(出典:担当課資料)

【備考】統計値等をもとに排出量を算出するため、集計・報告は排出年度の2年後になります。

取組み方針

- 市民や事業者が地球温暖化に対する知識や理解を深め、適切な対策や行動をしていけるよう、学習機会や情報の提供等により、暮らしや事業活動における二酸化炭素排出量の少ないエネルギー利用等の取組みを促進します。
- 環境測定や環境情報の発信、事業者への指導などにより、市民や事業者の環境保全に対する意識向上を図ります。

主な事業

- 地球温暖化対策の推進
- 公害防止対策の推進

成果指標

二酸化炭素総排出量（年間）

現状値		目標値（H31）		目標値（H35）
1,853 千 t-CO ₂	▶	1,603 千 t-CO ₂	▶	検討中

【備考】現状値は平成 24 年度中のもの。なお、目標値（H31）は平成 29 年度の、目標値（H35）は平成 33 年度中の二酸化炭素排出量を指標とする。（担当課資料）

大気汚染に係る環境基準達成率

現状値		目標値（H31）		目標値（H35）
76%	▶	80%	▶	検討中

【備考】現状値は平成 26 年度中のもの。（担当課資料）

基本施策
3-②

自然環境の保全を推進する

現状と課題

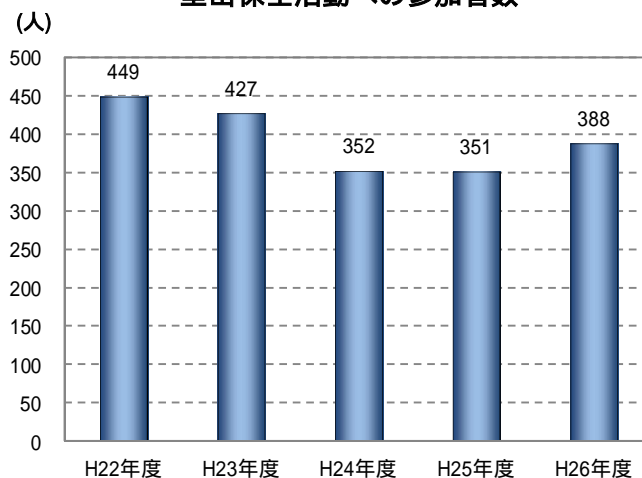
現状

- 本市は、丘陵地、河川や海などの多様で豊かな自然環境に恵まれており、その自然環境に多くの市民が魅力を感じています。
- 土屋地区や吉沢地区を中心とした西部丘陵地域には、まとまったみどりが広がり、貴重な自然環境が残されています。

課題

- 都市化の進展や生活環境の変化に伴い、日常生活の中で自然とふれあう機会が減少しており、自然環境に対する理解が不足し、環境保全への意識や活動の低下につながる懸念されます。
- 人の手が入らなくなったことで、里山が荒廃し、多様な動植物を育む機能や美しい自然景観が失われてきています。

里山保全活動への参加者数



(出典:担当課資料)

取組み方針

- 市民等との協働による里山体験事業などを行い、身近な自然環境との触れ合いや体験等を通じて、市民の環境に対する意識の向上を図ります。
- 市民の環境に関する知識の習得や活動を支援し、市民が主体となった環境保全活動を高めます。
- 地域住民や学術機関などとの連携を深めながら、自然資源や地域資源を活かした交流やレクリエーションの場づくりを推進します。

主な事業

- 環境啓発活動の推進
- 里山保全活動の推進

成果指標

里山保全活動への参加者数（年間）

現状値		目標値（H31）		目標値（H35）
388 人	▶	400 人	▶	検討中

【備考】現状値は平成 26 年度中のもの。（担当課資料）

環境学習*への参加者数（年間）

現状値		目標値（H31）		目標値（H35）
1,020 人	▶	1,100 人	▶	検討中

【備考】現状値は平成 26 年度中のもの。（担当課資料）

基本施策
3-③

循環型社会の形成を推進する

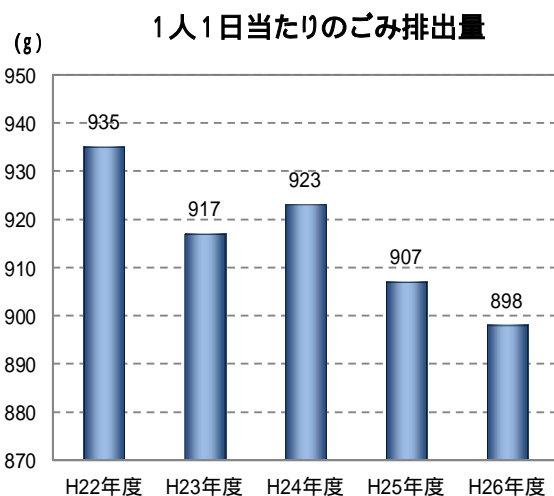
現状と課題

現状

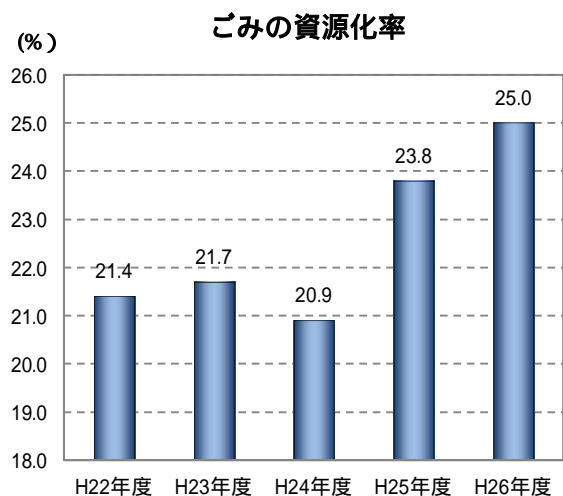
- ごみ処理広域化により、大磯町や二宮町と連携して循環型社会の実現に向けた取組みを推進しており、平成25年10月からは、中核施設として発電設備を有する新しいごみ焼却施設が稼働しています。
- 市民等によるごみの減量化の取組みが進むことにより、市民1人1日当たりのごみ排出量が減少傾向となっています。
- 焼却灰の資源化やごみ排出量の減少などに伴い、ごみの資源化率が上昇しています

課題

- 可燃ごみの中には、依然、紙や容器包装プラスチックなどの資源化が可能なごみの混入が見られます。
- 事業系一般廃棄物については、市内に店舗等を有する事業者の適正排出や排出抑制の意識が希薄な場合、ごみ排出量が増加する懸念があります。



(出典:担当課資料)



(出典:担当課資料)

取組み方針

- ごみに関する情報提供や普及啓発、環境教育等を行うことにより、市民の自主的な取組みを促進し、ごみの排出抑制、減量化及び資源化を推進します。
- 排出事業者や一般廃棄物収集運搬許可業者には、適正排出の徹底や各種リサイクル法の遵守等について普及啓発を行っていくほか、多量排出事業者には、減量化等計画書の提出や現地確認の実施などを通じて事業系一般廃棄物の排出抑制、減量化及び資源化を促進します。
- 環境事業センターのごみ焼却に伴い発生する熱エネルギーを活用した余熱利用施設の整備を進めます。

主な事業

- ごみの排出抑制、減量化及び資源化の推進
- 余熱利用施設の整備

成果指標

1人1日当たりのごみ排出量（年間）

現状値		目標値（H31）		目標値（H35）
898 g	▶	894 g	▶	検討中

【備考】現状値は平成26年度中のもの。（担当課資料）

ごみの資源化率

現状値		目標値（H31）		目標値（H35）
25.0%	▶	26.5%	▶	検討中

【備考】現状値は平成26年度中のもの。（担当課資料）
ごみの資源化率とは、ごみの総排出量に占める資源化できた量の割合。

基本施策
3-④

快適な生活環境の形成を推進する

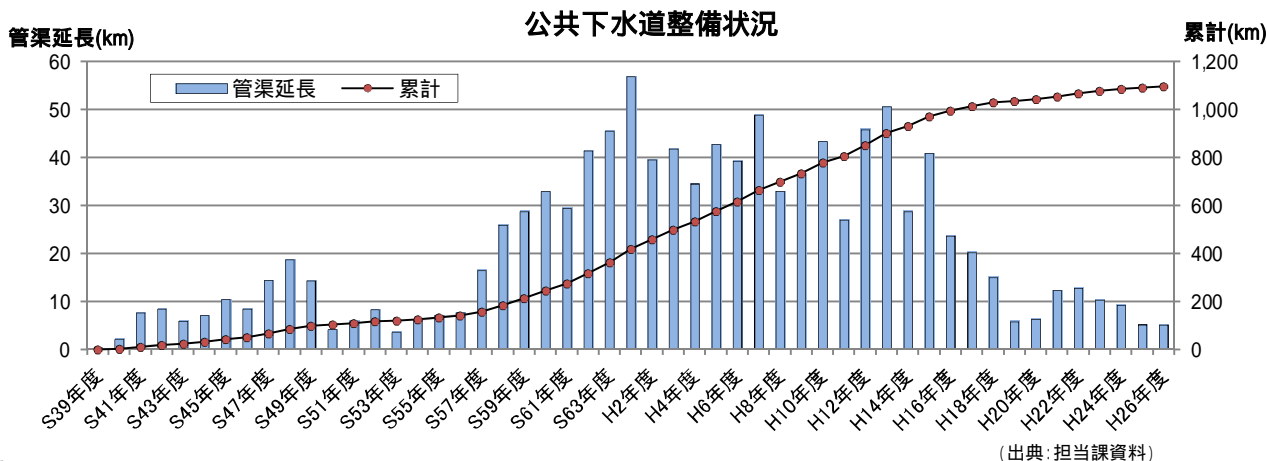
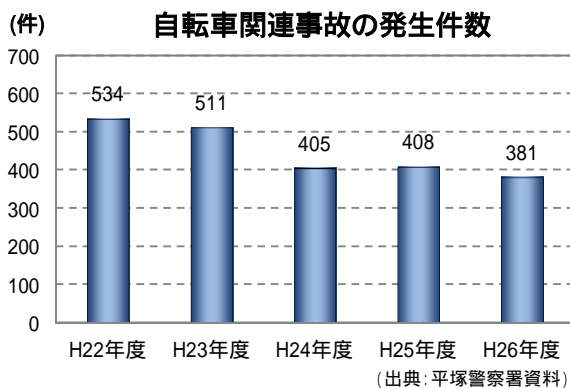
現状と課題

現状

- 高齢者の増加とともに障がい者人口も増加の傾向にあり、誰もが暮らしやすい環境づくりが求められています。
- 日常生活で利用する道路や暮らしを支える公共下水道などの市民生活に欠かせないインフラ施設の整備を計画的に進めています。
- 本市は地形が平坦であることから、多くの市民が通勤や通学、買物などの移動手段として自転車を利用しています。

課題

- 人口減少、少子高齢化などの人口構成の変化に対応したまちづくりが必要です。
- 高度経済成長期に整備された橋りょうや公共下水道などのインフラ施設の老朽化が進行し、更新時期が集中して到来します。
- 自転車関連の事故は多く、また放置自転車については駐輪場の整備などにより一定の効果は上げつつも、解消には至っていません。



取組み方針

- 高齢者や障がい者の自立した日常生活をサポートするバリアフリー化を進めるとともに、中心市街地などの景観形成や地域の自主的な美化活動を支援し、まちの魅力を向上させ、誰もが歩いて暮らせる安全で快適な生活環境の形成を進めます。
- 今後も市民が安全、快適な暮らしをおくり続けられるよう、引き続き、道路や公共下水道などのインフラ施設の整備を進めるとともに、併せて計画的な施設の機能維持を進めます。
- 自転車が安全、快適に走行できる環境づくりと利用形態のニーズを把握したうえでの駐輪対策を進めます。

主な事業

- 橋りょうの機能維持
- 公共下水道の機能維持
- 自転車を利用しやすい環境づくり

成果指標

橋りょう長寿命化*の実施率

現状値	目標値（H31）	目標値（H35）
4%	53%	検討中

【備考】現状値は平成 27 年 3 月 31 日現在のもの。（担当課資料）

公共下水道（合流区域）長寿命化の整備進捗率

現状値	目標値（H31）	目標値（H35）
4%	37%	検討中

【備考】現状値は平成 27 年 3 月 31 日現在のもの。（担当課資料）

自転車関連事故の発生件数（年間）

現状値	目標値（H31）	目標値（H35）
381 件	260 件	検討中

【備考】現状値は平成 26 年中のもの。（平塚警察署資料）

駅周辺の放置自転車台数

現状値	目標値（H31）	目標値（H35）
296 台	180 台	検討中

【備考】現状値は平成 26 年 10 月の調査日のもの。（担当課資料）

基本施策
3-⑤

花とみどりにあふれるまちづくりを推進する

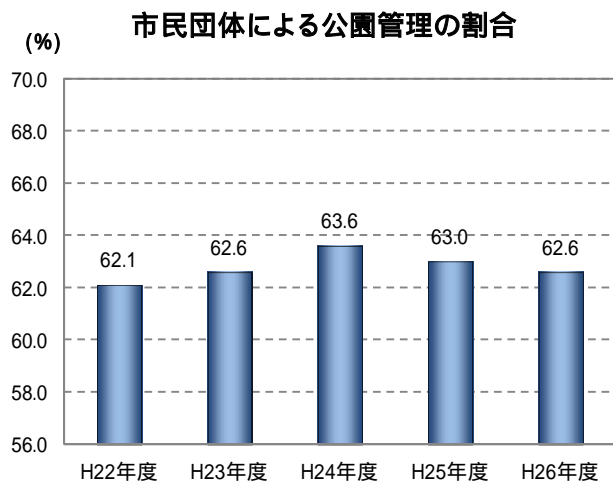
現状と課題

現状

- 市内の都市公園の中には、平塚市総合公園や湘南海岸公園など大規模な公園もあり、市民に親しまれているだけでなく、市外からも多くの方が訪れています。
- 半数以上の公園で公園愛護会が結成されているなど、市民参加による身近な公園づくりが進められています。
- 各種イベントの開催のほか、生垣設置への助成や保全樹の指定など、都市空間において日常的に花やみどりにふれあえる環境づくりを進めています。

課題

- 公園愛護会などの市民団体においては、会員の高齢化や新規会員の伸び悩みにより、活動時における人員が不足傾向にあります。
- 開設から30年以上が経過した公園が全体の約4割を占め、公園施設の老朽化が進んでいるため、施設の安全確保が課題となっています



(出典: 担当課資料)

取組み方針

- 市民の緑化意識の高揚のために、新規公園愛護会の結成の働きかけや、花苗などの配布による市民活動の充実に向けた支援を行います。
- 多くの市民が快適で安心・安全に利用できる公園の環境づくりに向けて、計画的に公園の再整備を進めます。
- 県内でトップクラスの生産量を誇り、平塚市の特産品であるバラをはじめとした花のまちづくりを進めます。

主な事業

- 市民団体と協働による公園管理の推進
- バリアフリー化に向けた公園の再整備
- 花の名所づくりの推進

成果指標

市民団体による公園管理の割合

現状値	目標値（H31）	目標値（H35）
62.6%	▶ 63.0%	▶ 検討中

【備考】現状値は平成 27 年 3 月 31 日現在のもの。（担当課資料）

バリアフリー化を図った公園数（累計）

現状値	目標値（H31）	目標値（H35）
25 箇所	▶ 27 箇所	▶ 検討中

【備考】現状値は平成 27 年 3 月 31 日現在のもの。（担当課資料）

花の名所の箇所数

現状値	目標値（H31）	目標値（H35）
11 箇所	▶ 12 箇所	▶ 検討中

【備考】現状値は平成 27 年 3 月 31 日現在のもの。（担当課資料）

基本施策
3-⑥

交通の利便性を高める

現状と課題

現状

- 本市は鉄道駅が1つしかなく、また移動手段別の割合では自動車の利用割合が最も高くなっています。
- 路線バスは、平塚駅を中心とした放射方向に多くの路線が運行されており、居住地から平塚駅までの移動手段として多くの人に利用されています。
- 幹線道路の多くは、平塚駅を中心とした放射方向に位置しています。

課題

- 平塚駅周辺では、朝の通勤通学の時間帯を中心として、路線バス、自動車、自転車などの交通混雑が発生しています。
- 平塚駅から離れた一部の地域ではバス停までの距離が徒歩圏から外れるなど、路線バスの利用に不便な地域がみられます。また、運行距離が長い路線では、道路渋滞の影響を受けやすくなっています。
- 東西方向の道路が不足していることから、中心市街地周辺に交通が集中し、交通の負荷が高まっています。

取組み方針

- 公共交通と自転車を中心とした人と環境にやさしいまちをめざし、各交通手段の利用圏域に応じた交通体系の構築を進めます。
- 路線バスの待合い環境や走行環境の整備などによる公共交通の利用しやすい環境づくりを進めます。
- 東西方向の広域的な幹線道路による放射方向の交通の適切な誘導と市外とを結ぶ幹線道路などの整備を進めます。
- 通勤通学などの平塚駅からの利用しやすさの向上をめざし、既設鉄道路線の乗り入れなどによる鉄道の輸送力増強や利便性向上を促進します。

主な事業

- 路線バスを利用しやすい環境づくり
- 幹線道路の整備推進

成果指標

路線バスの乗り継ぎ環境の整備進捗率

現状値		目標値（H31）		目標値（H35）
41%	▶	65%	▶	検討中

【備考】現状値は平成 27 年 3 月 31 日現在のもの。（担当課資料）

幹線道路のボトルネック交差点*の改良進捗率

現状値		目標値（H31）		目標値（H35）
12%	▶	40%	▶	検討中

【備考】現状値は平成 27 年 3 月 31 日現在のもの。（担当課資料）

基本施策
4-①

産業の活性化を促進する

現状と課題

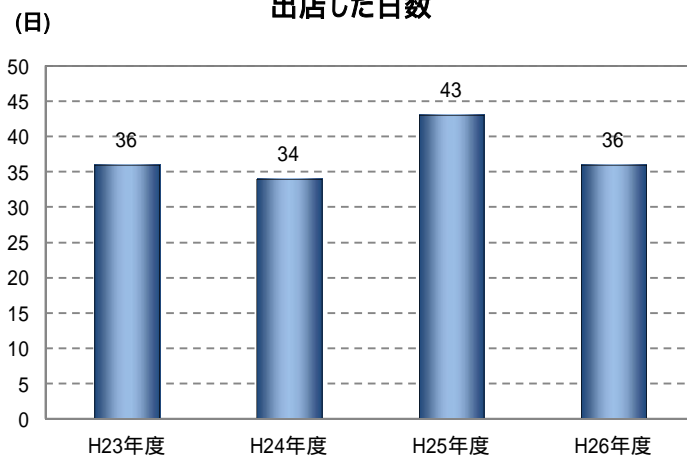
現状

- 産業団体や事業者・行政・大学等が連携し、本市独自の新品や技術の開発に向けた取組が進められています。
- 地域経済を発展させ雇用を生み出すために、産業団体や金融機関等と連携し、創業を支援しています。
- 市民に身近に感じられる、生活に密着した産業の発展が求められています。

課題

- 地域産業の発展につながる、製品開発や販路開拓等のための相談内容が多様化しています。
- 特に創業後の数年間は、経営に関する様々な問題が生じる懸念があります。
- 名産品、特産品等の地場産品の市内外への認知度が十分に高まっていません。

名産品協議会が各種物産展等に
出店した日数



(出典:担当課資料)

取組み方針

- 事業者に対する金融支援や様々な課題解決に向けた総合的な支援体制づくりを進めることで、産業の活性化に取り組みます。
- 創業へのきっかけづくりから創業後の経営指導までの一連の支援を、産業団体や金融機関等と連携して拡充することで、創業しやすい環境づくりを進めます。
- 生産者と市民によるふれあいの場を充実させるとともに、市内外へのイベント参加によるPR活動や常設販売拠点の展開などを通じ、地場産品を市内外に広めていきます。

主な事業

- 産業間連携の促進
- 創業者の支援
- 地場産品の普及促進

成果指標

新商品等開発支援件数（累計）

現状値	目標値（H31）	目標値（H35）
4件	29件	検討中

【備考】現状値は平成27年3月31日現在のもの。（担当課資料）

創業者数（年間）

現状値	目標値（H31）	目標値（H35）
9人	20人	検討中

【備考】現状値は平成26年度中のもの。（担当課資料）

名産品協議会が各種物産展等に出店した日数（年間）

現状値	目標値（H31）	目標値（H35）
36日	38日	検討中

【備考】現状値は平成26年度中のもの。（担当課資料）

基本施策
4-②

商業の活性化と中心市街地のにぎわいづくりを推進する

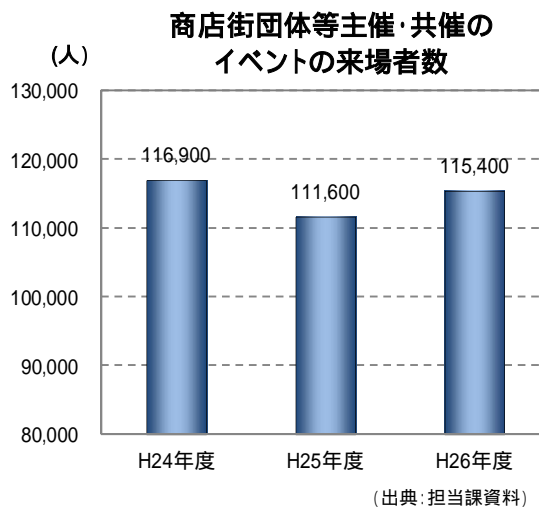
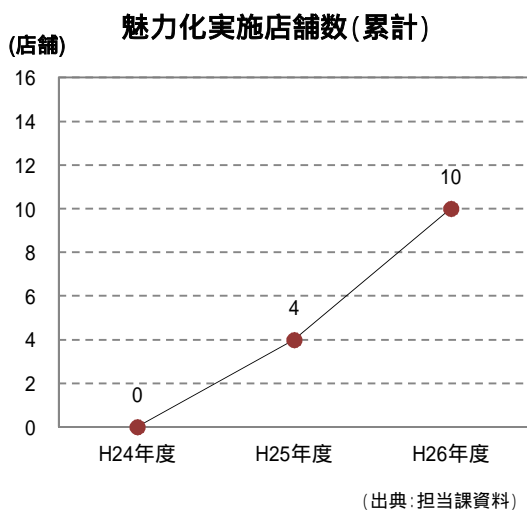
現状と課題

現状

- 購入時間帯に制約がなく、直接店舗まで足を運ばなくて良いインターネットを利用した商品の購入が広がっています。
- 消費者からは、一箇所で買い物ができる大型小売店舗の出店が望まれています。

課題

- インターネットによる商品購入が拡大すること等により、店舗で商品を購入する人が減少するとともに、顧客との直接のふれあいの機会が失われつつあります。
- 多様な店舗が存在し、市民の生活を支えていた商店街では、店舗数の減少に伴い、その役割の低下が懸念されます。また、中心商店街の来街者が減少しています。



取組み方針

- 魅力ある商品づくりを支援するとともに、コミュニケーションや体験等を通じた買い物を楽しめる店舗づくりを支援します。
- 商店街への人の流れをつくり、活性化を目指します。また、商店街団体が行う販売促進活動を支援します。
- 土地の高度利用を促進し、居住及び店舗等の様々な都市機能の集積を図るとともに、公共用地の有効活用に努め、中心市街地の活性化を促進します。

主な事業

- 商品や店舗の魅力化、個性化の取組みの支援
- 商店街団体が行うにぎわいづくりの支援
- 中心商店街における商業者育成や店舗の誘導等による活性化の取組みの支援

成果指標

魅力化実施店舗*数（累計）

現状値	目標値（H31）	目標値（H35）
10 店舗	50 店舗	検討中

【備考】現状値は平成 27 年 3 月 31 日現在のもの。（担当課資料）

商店街団体等主催・共催のイベントの来場者数（年間）

現状値	目標値（H31）	目標値（H35）
115,400 人	116,000 人	検討中

【備考】現状値は平成 26 年度中のもの。（担当課資料）

基本施策
4-③

工業を振興する

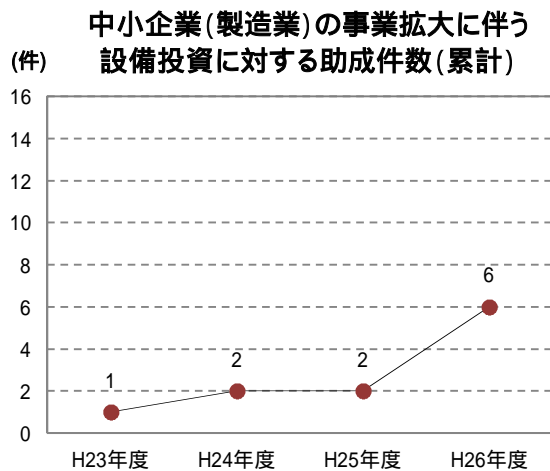
現状と課題

現状

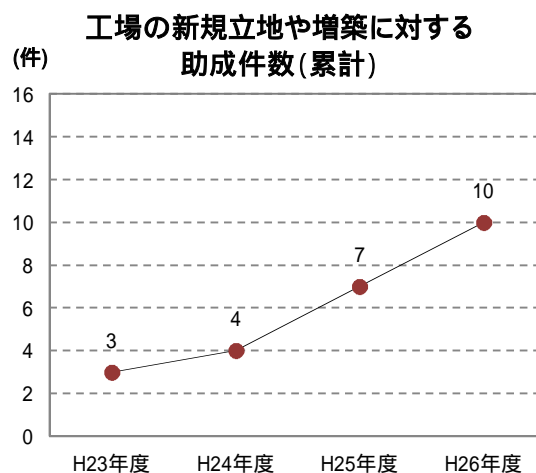
- 本市の製造品出荷額等は神奈川県内でも有数の規模を誇っていますが、社会経済情勢の影響により減少傾向にあります。
- 広域幹線道路の開通によるアクセス性の向上を背景に、企業立地の需要が高まっています。

課題

- 企業のグローバル化 は、部品調達の市場においても進んでおり、今後も国際的な企業間競争が続くことが予想されます。
- 企業立地の需要が高まる一方で、生産規模の拡大や、より良好な操業環境を求める工場の移転が懸念されます。



(出典:担当課資料)



(出典:担当課資料)

取組み方針

- 企業が継続的に事業を行えるよう、新たな技術・製品などの研究開発や企業間の交流などを通じた販路拡大の機会を積極的に支援します。
- 良質な工業用地の保全に向けた取組みを進めるとともに、企業の立地や事業拡大に伴う施設整備を支援します。

主な事業

- 企業の事業拡大や設備投資の支援
- 企業間及び大学等との技術や情報の交流や、販路拡大を促す支援
- 産学公 の共同研究による新製品、技術開発等の支援

成果指標

中小企業（製造業）の事業拡大に伴う設備投資に対する助成件数（累計）

現状値		目標値（H31）		目標値（H35）
6件	▶	16件	▶	検討中

【備考】現状値は平成27年3月31日現在のもの。（担当課資料）

工場の新規立地や増築に対する助成件数（累計）

現状値		目標値（H31）		目標値（H35）
10件	▶	31件	▶	検討中

【備考】現状値は平成27年3月31日現在のもの。（担当課資料）

基本施策
4-④

農業・漁業を振興する

現状と課題

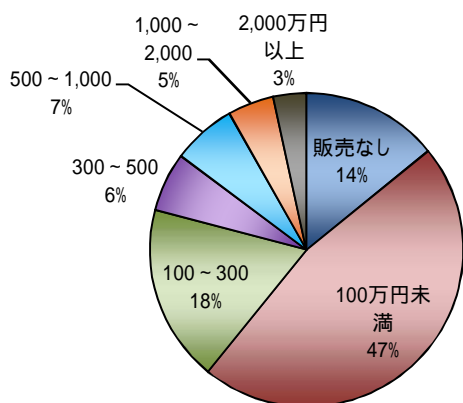
現状

- 県内有数の生産量を誇る米、バラ・きゅうり・いちごなどの特産品が有名な農業、シラス・サバ・アジを中心とした新鮮な相模湾の幸を扱う漁業が営まれています。
- 本市の農業は、食料の生産だけでなく、農地の有する多面的機能により、良好な自然環境や居住環境、教育環境の形成に大きく寄与しています。
- 本市の漁業は、市民の豊かな食生活を支えるとともに、市民が海にふれあい楽しむ機会を提供しています。

課題

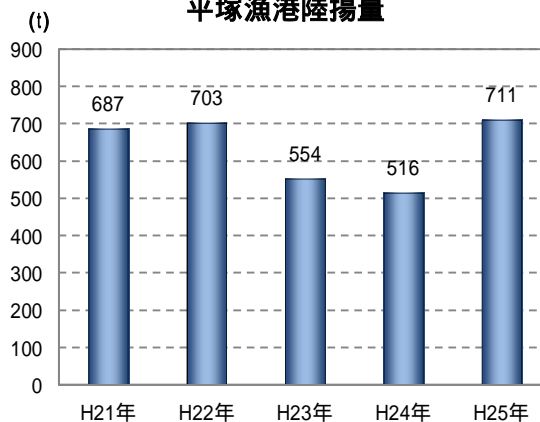
- 農産物の貿易自由化 による価格低迷や、為替変動等の影響を受けた資材・燃料の高騰により、農業・漁業の経営悪化が懸念されます。
- 農業・漁業は、地球温暖化や気象等による影響を受け、農水産物の生産量が不安定となる懸念があります。
- 農業及び漁業の生産基盤の老朽化や従事者の高齢化等に伴う担い手不足が進んでいます。

農産物販売金額規模別経営体数
(平塚市・平成22年)



(出典：農林水産省「神奈川農林水産統計年報」(農林漁業センサス))

平塚漁港陸揚量



(出典：担当課資料)

取組み方針

- 都市農業の多様な機能や漁港の立地環境を活かし、生産者と市民の交流を図りながら、農水産物の地産地消 や6次産業化 を促進し、食の安心・安全への意識の高まりに応えるとともに、付加価値の創造に取り組みます。
- 農業・漁業の経営及び生産基盤の強化を進め、安定した魅力ある産業とし、多様な担い手の確保を目指します。

主な事業

- 農業・漁業の経営安定に向けた支援
- 農業・漁業の生産基盤 整備の推進
- 農業・漁業の担い手の育成の支援

成果指標

農地利用集積面積*

現状値	目標値（H31）	目標値（H35）
105ha	▶ 120ha	▶ 検討中

【備考】現状値は平成27年3月31日時点のもの。（担当課資料）

漁港施設の機能保全（更新率）

現状値	目標値（H31）	目標値（H35）
2%	▶ 38%	▶ 検討中

【備考】現状値は平成27年3月31日時点のもの。（担当課資料）

基本施策
4-⑤

観光を振興する

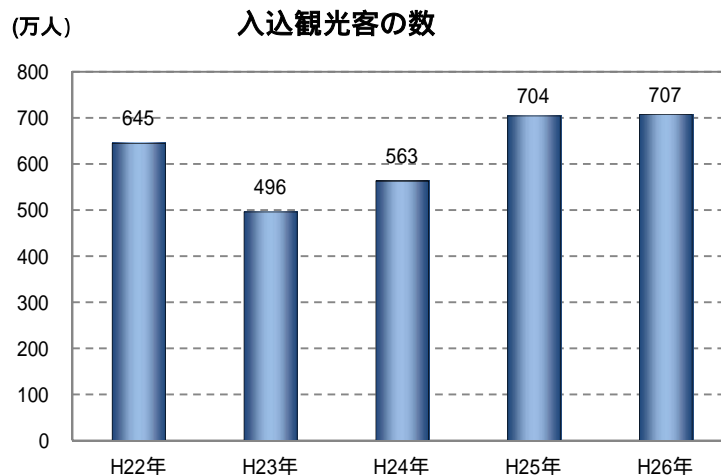
現状と課題

現状

- 市内各所への入込観光客が増加しています。より多くの観光資源を回りたいといった観光客の声が届いています。
- 本市には平塚八景を代表とする豊かな自然景観、全国に誇る七夕まつりなど多様な観光資源があります。
- 観光資源は、市民生活にやすらぎを与え、また、市民の郷土愛を深めることに寄与しています。

課題

- 魅力的な観光拠点がある一方、効果的に連携する仕組みが確立しておらず、魅力を活かしきれいていません。
- SNS など多様な情報伝達手段を活用した、国内外から観光客を呼び込むための情報発信の仕組みが十分ではありません。



(出典: 神奈川県観光振興対策協議会資料)

取組み方針

- 既存の観光資源の魅力を高めつつ、近隣市町の観光資源をつなぎ、周辺地域一帯での回遊性を高め、誘客の機会を増やします。
- 観光客の様々なニーズに応じた観光メニューづくりを行い、積極的に情報発信することにより、観光客を呼び込みます。
- 広域幹線道路の開通による首都圏からの来訪者の増加を見込み、海岸地域の魅力を高めるとともに、市内を回遊できる流れをつくります。

主な事業

- 観光資源の魅力アップ
- 観光資源をつなげた観光メニューづくりの推進
- 観光資源の積極的な情報発信

成果指標

入込観光客の数（年間）

現状値	目標値（H31）	目標値（H35）
707 万人	736 万人	検討中

【備考】現状値は平成 26 年中のもの。（神奈川県観光振興対策協議会資料）

市と関係団体で作成した観光メニューの件数（累計）

現状値	目標値（H31）	目標値（H35）
—	6 件	検討中

【備考】目標値は当該年度末時点のもの。（担当課資料）

基本施策
4-⑥

雇用の確保と働きやすい環境づくりを促進する

現状と課題

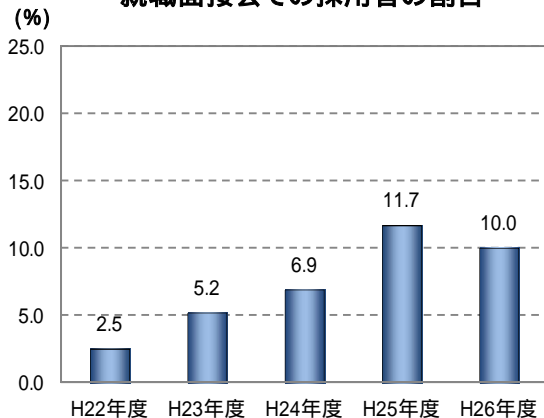
現状

- 労働力人口の減少に伴い、これまで以上に高齢者や女性の就業や活躍の機会の増加が期待されています。また、若い世代が安心して働ける環境の整備が求められています。
- 仕事と生活の調和を重視する考え方や育児・介護休業制度の普及、定年延長や短時間労働の導入などにより、就業の形態が多様化しています。

課題

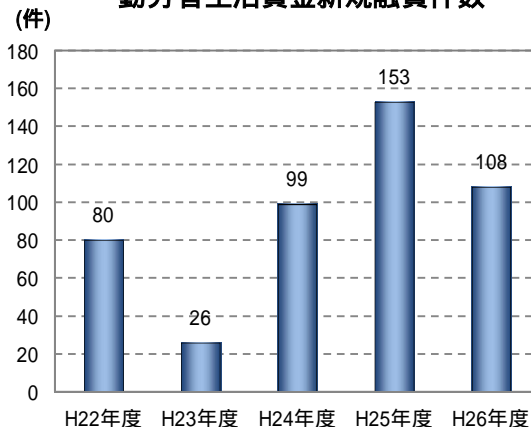
- 求職者が求める労働条件と企業側が求める人材に隔たりがみられます。
- 雇用の形態が多様化し、働き方の選択肢の広がりがみられる一方で、一部では安定した収入の確保が難しくなっています。
- 労働関係法令の頻繁な改正への対応が遅れることで、労働問題の発生が懸念されます。

就職面接会での採用者の割合



(出典:担当課資料)

勤労者生活資金新規融資件数



(出典:中央労働金庫平塚支店資料)

取組み方針

- 関係行政機関との連携をより一層強化し、適切な就労支援を進めます。また、後継者や技術者などの人材確保に繋がるよう、様々な企業支援に取り組みます。
- 勤労者に対する融資制度を通じて、生活環境の充実に向けた支援を行います。
- 社会情勢を踏まえた労働問題に関する講演会等を開催し、事業主や勤労者の知識を深める機会を提供します。

主な事業

- 就職に向けた活動への支援
- 勤労者の生活の安定と向上の支援
- 労働情勢等に関する知識と教養を深める機会の提供

成果指標

合同就職面接会*に参加した市内の企業数（年間）

現状値		目標値（H31）		目標値（H35）
16社	▶	18社	▶	検討中

【備考】現状値は平成26年度中のもの。（担当課資料）

勤労者向け融資制度の新規利用件数（年間）

現状値		目標値（H31）		目標値（H35）
108件	▶	110件	▶	検討中

【備考】現状値は平成26年度中のもの。（中央労働金庫平塚支店資料）

労働セミナー*参加者の満足度の割合

現状値		目標値（H31）		目標値（H35）
89.4%	▶	90%	▶	検討中

【備考】現状値は平成26年度中のもの。（担当課資料）

基本施策
4-⑦

新たな産業拠点の形成を推進する

現状と課題

現状

- 神奈川県と神奈川県東海道新幹線新駅設置促進期成同盟会 が策定したツインシティ整備計画において、東海道新幹線新駅を誘致している寒川町倉見地区と平塚市大神地区を新しい橋で結び、両地区一体となったまちづくりを目指しています。
- 本市では、ツインシティ大神地区を「北の核」として位置づけ、新たな産業や業務機能などの集積を目指しています。
- 大神地区周辺では、さがみ縦貫道路 の全線開通に続き、新東名高速道路厚木南インターチェンジ の開通が迫るなど、広域交通ネットワーク の整備により、ポテンシャルが高まっています。
- ツインシティ大神地区では、土地区画整理組合 の設立認可や、相模川にかかる（仮称）ツインシティ橋 の都市計画 決定などを行いました。

課題

- 新たな産業拠点を形成するためには、都市基盤を整備する必要があり、そのための土地区画整理事業 促進のための合意形成が課題となっています。
- ツインシティ整備計画で目指す約6,000人の雇用の場を創出するための、企業誘致を図る必要があります。
- ツインシティ整備計画において、整備が位置付けられている平塚愛甲石田軸、伊勢原大神軸 の早期整備に向けた促進が必要です。

取組み方針

- 組合施行による土地区画整理事業により、良好な都市基盤を創りだし、計画的なまちづくりを進め、産業機能、商業・業務機能、居住機能を適切に配置し、雇用の創出、産業の活性化を図り、本市全体の活力向上につなげます。
- 環境に配慮したまちづくりを実現するため、地権者や地域住民、さらには立地企業も含めた三者協働のまちづくりを進め、環境負荷の低減と、周辺的环境と調和した環境共生都市の形成を進めます。
- 神奈川県による（仮称）ツインシティ橋等の整備ならびに神奈川県東海道新幹線新駅設置促進期成同盟会による新幹線新駅の誘致活動の活性化を促進します。

主な事業

- ツインシティ整備の推進

成果指標

ツインシティ大神地区土地区画整理事業の進捗率

現状値	目標値（H31）	目標値（H35）
0%	40%	検討中

【備考】現状値は平成27年8月現在のもの。（担当課資料）

資料編

1～4については
今後作成予定

- 1．平塚市総合計画策定の流れ
- 2．平塚市総合計画策定体制
- 3．平塚市総合計画審議会
- 4．平塚市総合計画策定委員会
- 5．用語解説

5 . 用語解説

【あ行】

愛護指導

青少年の問題行動の早期発見・早期指導、非行化防止のための声掛けや見回り活動のこと。

愛着形成

子どもが乳幼児期に特定の人(主に母親)から無条件に愛されているという感情を抱くことで、安定した情緒を形成すること。

空家

居住その他の使用がなされていないことが常態である住宅のこと。

近年、適切な管理が行われていない空家が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしている。

育児・介護休業制度

育児又は家族の介護を行う労働者の仕事と家庭の両立を支援するための休業や短時間勤務等に関する制度のこと。

伊勢原大神軸

ツインシティ計画に関連する構想路線の1つで、伊勢原市の市街地とツインシティ大神地区を結び、ツインシティにアクセスする東西方向の道路のこと。

入込観光客

観光地点、観光施設及び行事・イベントを訪れた人のこと。

インフラ

下水道や道路など産業や生活の基盤として整備される施設のこと。

SNS

Social Networking Service の略。

ツイッターやフェイスブックなど、インターネット上の交流を通して社会的ネットワークを構築するサービスのこと。

温室効果ガス排出量

二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素などの地球温暖化の原因となる気体が大気中に放出される量のこと。

【か行】

介助員

障がいのある児童・生徒の安心、安全な学校生活のために、学級(教科)担任の補助者として、本人の意思を尊重し適切な援助を行う支援員のこと。

海拔表示板

現在地や居住地域の海拔を知らせることで、津波に対する意識を高め、避難場所や避難経路などを考える参考とするための表示板のこと。

核兵器廃絶平和都市宣言

自治体と市民が主体となり、核兵器廃絶・恒久平和の主張を宣言すること。

本市では、昭和60年(1985年)12月20日に宣言した。

(仮称)ツインシティ橋

倉見大神線の一部で、寒川町倉見地区と相模川対岸の平塚市大神地区とをつなぐ橋のこと。

稼働年齢層

65歳未満の働ける年代のこと。

用語解説

神奈川県東海道新幹線新駅設置促進期成同盟会

県中央部への東海道新幹線新駅の誘致を目的に、県及び関係市町、県内経済団体等を構成員として、平成8年5月に発足した組織のこと。

環境学習

環境保全についての理解を深めるために行われる教育や学習のこと。

環境共生都市

自然環境が有する機能・魅力の活用や、環境への負荷の低減、環境とのバランスのとれた交通計画及び生活環境の保全や地域景観への配慮など地域アメニティを創出する都市のこと。

環境負荷

資源やエネルギーの消費、廃棄物や大気汚染物質の排出など人の活動により環境に加えられる影響で、環境保全上の支障の原因となるおそれのあるもののこと。

希望出生率

夫婦の意向や独身者の結婚希望等から算出される出生率のこと。

計算式は「(既婚者割合×夫婦の予定子ども数+未婚者割合×未婚者の結婚希望割合×希望子ども数)×離別等効果」で表される。

緊急輸送路

地震直後から生じる緊急輸送を円滑に行うため、高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線道路と知事等が指定する防災拠点と相互に連絡する道路のこと。

グローバル化

様々な活動が、国内だけにとどまらずに地球規模に行われること。

経済センサス活動調査

経済産業省が事業所・企業の経済活動の状況を明らかにするためにしている調査のこと。

ゲートキーパー

こころに不調を抱える方、自殺に傾く人のサインに気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなぎ、見守る人のこと。

健康チャレンジリーダー

「健康チャレンジ」を推進するため、健康チャレンジリーダー養成講座を受講した地域住民などのこと。

本市では「介護予防」を「健康長寿チャレンジひらつか」と呼称しており、「健康チャレンジ」はその省略形。

減災

事前の予防策を講ずることで、災害発生時の被害を最小限に食い止めること。

広域交通ネットワーク

周辺都市からツインシティへ到達するための公共交通や道路のこと。

公園愛護会

公園愛護の意識の高揚及び公園美化の向上を図るために、地域住民で組織され、公園内の清掃活動や花壇の手入れなどを自主的に行う、本市から承認を受けている団体のこと。

用語解説

光化学オキシダント

工場や自動車から発生した排気ガスが太陽の強い紫外線を受けることにより化学反応を起こして生成する汚染物質のこと。

大気中の光化学オキシダント濃度が高いと、白いモヤがかかったようになるため、光化学スモッグと呼ばれている。

合計特殊出生率

15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生の間に産むと考えられる子どもの数のこと。

合同就職面接会

求職者と求人企業が一堂に介する就職面接会で、会場内で複数社から企業概要や求人内容の説明・面接を受けることができるもの。

高度利用

敷地内にオープンスペースを創出し、高い建物を建てることにより、土地の効率的な運用や市街地環境を向上させること。

子育て支援センター

地域の子育て支援情報の収集・提供・子育て支援団体との連携に努め、子育て全般に関する支援を行う拠点であるとともに、親子が気軽に集い、子育ての不安や疑問などの相談や交流できるフリースペースのこと。

ごみ処理広域化

複数の市町村が共同で一般廃棄物(産業廃棄物以外の廃棄物)の処理を行うこと。

ごみの資源化

排出されたごみをそのまま、または何らかの処理を行い、原料や燃料等として使用すること。

コミュニティ活動

まちづくりに関する課題に取り組む自治会等の地域の自治組織や市民活動団体等による活動のこと。

【さ行】

災害ハザードマップ

自然災害について、県による予測や区域指定等に基づき、避難場所といった防災関連情報を加えながら、予測される被害範囲等を地図上で示したもの

さがみ縦貫道路

首都圏中央連絡自動車道の一部を構成する自動車道で茅ヶ崎市西久保から相模原市緑区川尻までを結ぶ区間の道路のこと。

里山

人里近くの二次林(雑木林)を中心に田畑や溜池などで構成された地域のこと。

産学公

企業・事業者や教育・研究機関、行政のこと。

事業系一般廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物のこと。

自己肯定感

「自分は大切な存在である」「自分にはよいところがある」等、自らを肯定的に考えたり、感じたりする感情のこと。

用語解説

自主防災組織

災害による被害を軽減するため初期対応活動を行う、地域ごとに自主的に結成された組織のこと。

自助・共助・公助

「自助」とは、自分の身を自分の努力によって守ること、「共助」とは、地域や近隣の人などが互いに協力し合うこと、「公助」とは、国や県、市町村等の行政、消防機関による救助・救援等のこと。

自然増減

出生と死亡による人口の動きのこと。

シティプロモーション

住民の地域への愛着の醸成や自治体の知名度の向上などを図るための取組みのこと。

地場産品

地元で生産された農水産物や加工品のこと。

社会増減

転入と転出による人口の動きのこと。

周産期医療

周産期（妊娠 22 週から生後満 7 日未満までの期間）とその前後の期間の母子に生じがちな突発的な事態に対応するため、産科、小児科とその他医療スタッフが連携して行う医療のこと。

重要業績評価指標

施策ごとの進捗状況を検証するために設定する定量的な指標のこと。

首都直下地震

関東地方南部の首都圏でその発生が想定されている大規模な地震のこと。

循環型社会

天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会のこと。

生涯学習

人々が自己の充実・啓蒙や生活の向上のために、生涯にわたって、あらゆる機会、場所において自己に適した学習を自ら選んで行うこと。

「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」

あらゆる障がいのある人の尊厳と権利を保障するための国際人権法に基づく人権条約のこと。

日本では、平成 26 年 1 月 20 日に批准。

消費生活相談

契約・解約や販売方法、商品・サービスなどに関する消費者トラブルの相談のこと。

情報モラル

情報社会で自らの行動に責任をもち、情報を正しく安全に利用するための基になる考え方と態度のこと。

食育

食に関する文化やバランスの取れた食生活・食習慣など、広い視野から食について教育すること。

人口の動態

出生、死亡、転入出による人口の動きのこと。

新東名高速道路厚木南インターチェンジ

厚木市に建設中の新東名高速道路のインターチェンジのこと。なお、海老名南ジャンクション - 厚木南インターチェンジ間については、2016年度完成予定となっている。

スクールカウンセラー

いじめや不登校などの心の悩みに専門的な立場から助言、援助を行うために、小学校、中学校に配置された臨床心理士などのカウンセリングの専門家のこと。

スクールソーシャルワーカー

社会福祉の視点から問題行動等の未然防止や早期解決に向けた対応を図るため、家庭・地域・学校等、子どもを取り巻く環境への働きかけや関係機関等とのネットワークを活用し支援する社会福祉の専門家のこと。

生活困窮者自立支援法

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対する支援を行うための所要の措置を講じた法律のこと。

就労その他の自立に関する相談支援、住居確保給付金の支給などの事業がある。

成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が十分でない人について、家庭裁判所に選ばれた成年後見人等が本人の意思決定を助け、生活や財産などの権利を守る制度のこと。

全体最適

経営資源を有効に活用し、効率的・効果的にまちづくりを進めるため、各部署の仕事が市全体の中でどのような意義があるかを考え、本市全体の立場から物事を進める考え方。

総合浸水対策

公助・自助を効果的に組み合わせた総合的な対策を行い、早期かつ経済的に浸水被害の軽減を図ること。

【た行】

大正型関東地震

相模トラフ沿いを震源域とする、マグニチュード8.2規模の地震のこと。

確かな学力

基礎的な知識・技能に加え、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力や主体的に学習に取り組む態度などを含めた幅広い学力のこと。

多文化共生社会

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていく社会のこと。

地域包括ケアシステム

高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、高齢者それぞれに応じた、「医療」、「介護」、「予防」、「住まい」、「生活支援」サービスを切れ目なく提供する仕組みのこと。

用語解説

地域包括支援センター

地域の高齢者の心身の健康保持や生活の安定のために必要な援助を行う機関のこと。本市では「高齢者よろず相談センター」と呼称している。

地産地消

その地域で生産された農水産物を、その生産された地域内において消費する取組のこと。

中核都市

都市圏または生活圏の核となる機能を備えた都市のこと。

超高齢社会

総人口に占める65歳以上の人口の比率が20%以上ないし21%に達した状態のこと。

長寿命化

当初設置時点から数えて、標準耐用年数以上の使用年数が期待できる対策のこと。

町内福祉村

誰もが住み慣れた地域で、その人らしい安心のある自立した生活がおくれるようにするため、市や各種団体などとの連携のもと、地域住民の自主的、主体的な参加を基本とした住民相互の支え合い活動やふれあい交流活動などを行うボランティアを中心とした地域組織のこと。

つどいの広場

親子が気軽に集い、子育ての不安や疑問などの相談や交流できるフリースペースのこと。

津波浸水予測

巨大地震による津波の高さや浸水域等を予測したもののこと。

津波避難ビル

大津波警報等が発表されてから解除されるまでの間、地域住民等が緊急かつ一時的に退避するための場所のこと。

東海地震

駿河湾西部から遠州灘(えんしゅうなだ)東部を震源域とするマグニチュード8級の大地震のこと。

特定健康診査

生活習慣病の予防のために、医療保険の保険者が40歳から74歳までの医療保険の加入者を対象に、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目して行っている健診のこと。

平成20年4月から開始された。

特定保健指導

特定健康診査の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、健康の保持に努める必要がある方に対して、生活習慣を見直す指導を行うこと。

リスクの程度に応じて、動機付け支援と積極的支援がある。

都市計画

都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画のこと。

用語解説

土地区画整理組合

一定の区域の土地について土地区画整理事業を施行することができる組織のことで、土地区画整理法第22条で法人とされる。

組合設立にあたっては、宅地について所有権又は借地権を有する者が、7人以上共同して、定款及び事業計画を定め、都道府県知事から組合設立認可を受ける必要がある。

土地区画整理事業

「減歩(げんぷ)により保留地を生み出し、売却を行うことで、事業に必要な土地区画整理組合の資金の一部を確保し、道路や公園等の公共施設や、宅地等の整備を行い、換地(かんち/土地の再配置)により、計画的な「まちづくり」を実現する事業のこと。

トップスポーツ

プロスポーツを含む高い競技レベルのスポーツやそのレベルのスポーツ選手及びチームのこと。

土のうステーション

台風や集中豪雨時における宅内への緊急的雨水流入対策として、市民による土のう設置を支援するための土のう配備場のこと。

【な行】

内水ハザードマップ

河川から水が溢れるのではなく、降った雨をスムーズに河川へ排水しきれなくなって、下水道や水路などから水が溢れる場合に、浸水が発生される地域を予想した地図のこと。

地図には浸水が予想される地域とその深さ、避難場所等が示されている。

南海トラフ地震

日本の太平洋沖、南海トラフ沿いを震源とする大規模な地震のこと。

二酸化炭素排出量

経済活動や家庭生活などのエネルギー消費によって大気中に放出される二酸化炭素の量のこと。

認知症サポーター

「認知症サポーター養成講座」を受講し、認知症について正しい知識を持ち、認知症の人や家族を応援するボランティアのこと。

認定こども園

保育所と幼稚園の機能を併せ持つ施設のこと。

農業・漁業の生産基盤

農業における農道や用排水路、漁業における漁港や漁場など、収穫・漁獲などに関わる施設のこと。

農産物の貿易自由化

農産物の輸出入の際にかかる関税や規制等の条件を減らしたり無くしたりすること。

農商工連携

農業者や漁業者と商工業者がお互いの「技術」や「ノウハウ」を持ち寄って、新しい商品やサービスの開発・提供、販路の拡大などに取り組むこと。

農地利用集積面積

特定の農業者が農地を効率的に利用するため、農地を「所有」、「借入」などにより利用している面積のこと。

用語解説

【は行】

バリアフリー

障がい者や高齢者が生活する上で、行動の妨げとなる障がいを取り去った生活空間のあり方のこと。

具体的には歩行空間の段差の解消や公共施設におけるエレベーターの設置や案内などの点字表示などがあげられる。

微小粒子状物質

大気中に浮遊している小さな粒子のうち、粒子の大きさが2.5マイクロメートル以下の粒子のこと。

通称PM2.5と呼ばれている。スギ花粉の粒子(30マイクロメートル)と比較しても非常に小さな粒子である。

平塚愛甲石田軸

ツインシティ計画に関連する構想路線の1つで、市中心部と国道246号を結び、国道129号などの南北方向の交通を補完するための道路のこと。

ひらつか就労援助センター

就労支援が必要な障がい者等に職業能力に応じた就労の場の確保と職場定着の支援などを行う機関のこと。

平塚八景

昭和57年4月1日に市民の推薦のもとに平塚の代表的な景色・景観等として定めたもの。

平塚砂丘の夕映え、湘南潮来、八幡山公園、森の前鳥神社、湘南平、霧降りの滝・松岩寺、七国峠・遠藤原、金目川と観音堂の八景が選定されている。

ファミリーサポートセンター

地域において、育児の援助を受けたい方と援助を行いたい方が会員となり、育児について助け合う会員組織のこと。

分娩取扱医療施設

分娩を取り扱う医療施設のこと。

ベビーブーム

戦後の日本で出生数が急増した時期のこと。昭和22(1947)年から昭和24(1949)年頃が第1次ベビーブーム、昭和46(1971)年から昭和49(1974)年頃が第2次ベビーブームとされている。

放課後子ども総合プラン

全ての児童が放課後等を安心・安全に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的に又は連携して実施する指針のこと。

放課後児童クラブ

保護者が日中家庭にいない小学生を対象に、地域の協力を得て、遊びや生活を通じた保育を行う団体のこと。

防災気象情報システム

気象情報会社との契約により、平塚市に特化した気象データを解析し、気象コンサルティングサービスを受け、災害対策に活用するとともに、気象情報等を市民に迅速に提供するものこと

補間

欠けているデータを全体の傾向から予測すること。

用語解説

ほっとメールひらつか

生活に身近な情報や緊急情報等を、あらかじめ登録した携帯電話やパソコンなどへ電子メールで配信するサービスのこと。

ボトルネック交差点

交通量が多いにもかかわらず、右折レーンがないなど、円滑な交通の妨げとなっている交差点のこと。

ボランティア

一般的に自由意思による自発的・非営利目的で、その対象が公共的である活動のこと。

【ま行】

魅力化実施店舗

来店者が楽しく買い物できるような店舗改装やオリジナルの商品開発、物造り体験など魅力的なサービスの提供等を実施している店舗のこと。

【や行】

ユニバーサルデザイン

すべての人にとって共通に、安全で使いやすい製品や快適で不便のない生活環境をデザインしていくという考え方のこと。

余熱利用施設

ごみ焼却に伴い発生する熱エネルギーを有効利用した温浴施設等の施設のこと。

【ら行】

労働セミナー

労働問題に関する講演会等のこと。

6次産業化

農水産物を収穫・漁獲（第一次産業）するだけでなく、加工（第二次産業）し、流通・販売（第三次産業）まで手がけることで、農水産業の経営体質強化を目指す経営手法。

**【仮称】次期平塚市総合計画
(1次素案)**

編集・発行 平塚市企画政策部企画政策課

〒254-8686 神奈川県平塚市浅間町9番1号

電話 0463-23-1111(代表)

0463-21-8760(ダイヤルイン)

FAX 0463-23-9467

e-mail kikaku@city.hiratsuka.kanagawa.jp

